

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年6月27日
【事業年度】	第12期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）
【会社名】	ナノキャリア株式会社
【英訳名】	NanoCarrier Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 中富 一郎
【本店の所在の場所】	千葉県柏市柏の葉五丁目4番地19
【電話番号】	04-7169-6550
【事務連絡者氏名】	取締役CFO兼管理部長 西山 達男
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋三丁目2番2号
【電話番号】	03-3548-0217
【事務連絡者氏名】	取締役CFO兼管理部長 西山 達男
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
売上高 (千円)	122,880	113,434	107,856	103,430	262,718
経常損失 (千円)	231,113	503,775	803,843	727,444	491,607
当期純損失 (千円)	232,697	509,457	974,330	729,446	494,032
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	1,334,200	1,334,200	1,583,805	2,308,553	2,630,093
発行済株式総数 (株)	5,483	5,483	60,433	88,013	122,963
純資産額 (千円)	2,021,997	1,512,540	1,037,986	1,758,731	1,907,779
総資産額 (千円)	2,066,006	1,597,444	1,412,400	1,991,944	2,044,217
1株当たり純資産額 (円)	368,775.70	275,859.95	17,175.82	19,982.06	15,514.65
1株当たり配当額 (内、1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純損失 (円)	75,457.11	92,915.74	17,726.56	11,663.22	5,464.79
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	97.9	94.7	73.5	88.3	93.3
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	686,266	663,009	588,172
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	42,501	61,816	18,605
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	799,210	1,142,513	643,080
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	1,300,636	1,718,325	1,754,627
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	23 (3)	27 (4)	35 (6)	34 (6)	35 (8)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので連結会計年度に係る主要な会計指標等の推移については記載しておりません。また、持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

3 第10期から第11期の財務諸表については、旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、第12期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あずさ監査法人の監査を受けておりますが、第8期及び第9期については、当該監査を受けておりません。

- 4 潜在株式調整後1株当たり当期純利益につき、第8期から第12期は当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
- 5 自己資本利益率につき、第8期から第12期は当期純損失が計上されているため記載しておりません。
- 6 第8期から第11期の株価収益率につき、当社株式は非上場であったため、記載しておりません。また、第12期の株価収益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
- 7 純資産額の算定にあたり、第11期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。
- 8 第10期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しているため、それ以前については営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
- 9 第8期は、キリンビール株式会社（現：キリンファーマ株式会社）との共同研究による収入等により、122,880千円の売上高を計上しましたが、自社開発パイプラインの推進により、研究開発費が106,213千円計上されたこと等により、231,113千円の経常損失を計上しました。
- 10 第9期は、Debiopharm S.A.との共同研究契約締結に伴う契約一時金（アップフロント）収入等により、113,434千円の売上高を計上しましたが、自社開発パイプラインであるナノプラチン^{fi}（NC-6004）の非臨床試験の実施により、研究開発費が220,980千円増加したこと等により、503,775千円の経常損失を計上しました。
- 11 第10期は、エーザイ株式会社との共同研究契約に基づく研究開発協力金収入及びマイルストーン収入並びにDebiopharm S.A.からの研究開発協力金収入等により、107,856千円の売上高を計上しておりますが、自社開発パイプラインであるナノプラチン^{fi}（NC-6004）の英国における第I相臨床試験準備を推進し、研究開発費を552,771千円計上したこと等により、803,843千円の経常損失を計上しました。
- 12 第11期は、キリンビール株式会社（現：キリンファーマ株式会社）との共同研究契約に基づく研究開発協力金収入及びエーザイ株式会社からの研究開発協力金収入並びにDebiopharm S.A.からの研究開発協力金収入等により、103,430千円の売上高を計上しましたが、ナノプラチン^{fi}（NC-6004）の第I相臨床試験の実施等により研究開発費441,641千円を計上したこと等により、727,444千円の経常損失を計上しました。
- 13 第12期は、Debiopharm S.A.からの契約一時金収入及び日本化薬株式会社からのマイルストーン収入等により262,718千円の売上高を計上しましたが、ナノプラチン^{fi}（NC-6004）の臨床開発を積極的に推進し、研究開発費329,863千円を計上したこと等により、491,607千円の経常損失を計上しました。
- 14 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー含む）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
- 15 当社は、平成18年3月9日付で株式1株につき10株の株式分割を行っております。

2【沿革】

年月	事項
平成8年6月	ナノテクノロジーを利用したミセル化ナノ粒子を医薬品開発に応用・実用化することを目的として、ナノキャリア株式会社を東京都世田谷区に設立
平成9年8月	日本油脂株式会社と新規ブロックコポリマーの共同開発契約を締結（その後、平成15年12月15日にポリマーの独占的製造供給に関する契約を締結）
平成11年10月	千葉県柏市の東葛テクノプラザ内に本社を移転し、研究所を開設
平成13年1月	株式会社先端科学技術インキュベーションセンター（現：株式会社東京大学TLO）と「シスプラチン内包高分子ミセル」に関する実施許諾契約書を締結
平成14年6月	日本化薬株式会社とパクリタキセルミセルに関する実施許諾基本契約を締結
平成14年11月	当社が有するミセル化ナノ粒子技術とキリンビール株式会社（現：キリンファーマ株式会社）が有するヒト抗体を融合し、抗体結合型ミセルによる抗がん剤（NC-4010）開発のための共同研究契約書を締結
平成15年7月	東京都中央区に東京オフィスを開設
平成16年5月	国内においてライセンスアウト先の日本化薬株式会社がパクリタキセルミセル（NK105）の第相臨床試験開始
平成16年5月	国立大学法人東京大学及び株式会社東京大学TLOと「ジアミノシクロヘキサン白金（II）とポリ（カルボン酸）セグメント含有ブロック共重合体との配位錯体、その抗腫瘍剤」に関する実施許諾契約書を締結
平成16年8月	千葉県柏市の東大柏ベンチャープラザ内に本社及び研究所を移設・拡充
平成17年3月	スイスのDebiopharm S.A.と、当社が有するミセル化ナノ粒子技術によるダハプラチン誘導体ミセル（NC-4016）の共同研究に関するRESEARCH COLLABORATION AND OPTION AGREEMENTを締結
平成17年7月	株式会社東京大学TLOと「各種固形がんを治療するための有用性の高い創薬の開発」を目的とした共同研究契約書を締結
平成18年5月	英国においてシスプラチン誘導体ミセルであるナノプラチン ^{fi} （NC-6004）の第I相臨床試験開始
平成18年6月	キリンビール株式会社（現：キリンファーマ株式会社）と抗体結合型ミセルによる新規抗がん剤（NC-4010（注））開発のための、新規の共同研究契約書を締結
平成18年7月	株式会社東京大学TLOと「静電結合型高分子ミセル薬物担体とその薬剤」に関する独占ライセンス契約を締結
平成18年8月	独立行政法人科学技術振興機構と「物理吸着型高分子ミセル医薬」特許に関して、パクリタキセルミセル（NK105）の研究、開発及び販売を行うための新技術開発あっせん契約書（ライセンス契約）を締結
平成19年2月	国立大学法人東京大学及び株式会社東京大学TLOと「pH応答性高分子ミセルの調製に用いる新規ブロック共重合体及びその製造法」に関する独占ライセンス契約を締結
平成19年10月	Debiopharm S.A.とダハプラチン誘導体ミセル（NC-4016）のライセンス及び供給に関するLICENSE AND SUPPLY AGREEMENTを締結
平成19年11月	日本化薬株式会社がパクリタキセルミセル（NK105）の第 相臨床試験開始
平成20年3月	東京証券取引所マザーズに株式を上場

（注）平成14年11月に締結した共同研究契約書と同じ開発コードを使用しておりますが、同契約とは有効成分が異なっており、新規の契約となっております。

3【事業の内容】

当社の主たる事業目的は、日本発のナノテクノロジーに基づくミセル化ナノ粒子をコア技術として、主にがん領域において新しい医薬品を生み出し、社会に提供することです。

(1) 当社設立の経緯

水に溶けやすい性質を示すポリエチレングリコールからなる親水性ポリマーと水に溶けにくい性質を示すポリアミノ酸からなる疎水性ポリマーを分子レベルで結合させたブロックコポリマー（*1）は、水中で自己会合（*2）することによって、外側が親水性ポリマーで内側が疎水性ポリマーという明確な二層構造を有する直径数十ナノメートル（nm）（*3）の高分子ミセル（*4）（以下ミセル化ナノ粒子という）を形成します。東京大学の片岡一則教授、東京女子医科大学の岡野光夫教授（現 当社取締役）及び神奈川科学技術アカデミーの横山昌幸プロジェクトリーダーらはミセル化ナノ粒子を医薬品として応用することを目標に研究を重ね、静脈内投与した場合、血中に薬物が長時間循環することができ、効果が持続する薬物キャリア（*5）となり得ることと、がん組織等の病変部へ蓄積（標的化）することを証明しました。

ミセル化ナノ粒子の実用化を目的に、代表取締役社長CEO 中富一郎が、前述の大学研究機関の発明者らとともに平成8年6月に当社を設立いたしました。その後、当社は平成11年10月に千葉県柏市に本社及び研究施設を設け、次世代の新薬製品化のための設備を整備し、合成研究、薬効評価研究およびパイロットスケール（*6）での製剤製造に関する研究を行っております。

(2) 当社技術の特長

1) ナノメートルレベルの大きさであることの利点

当社のミセル化ナノ粒子の技術は高分子化学とナノテクノロジーを融合したものと いえます。「ナノテクノロジー」とは、1ナノメートル=10億分の1メートル単位に相当する極めて小さな分子及び物質等の構造と機能を制御する科学技術のことです。

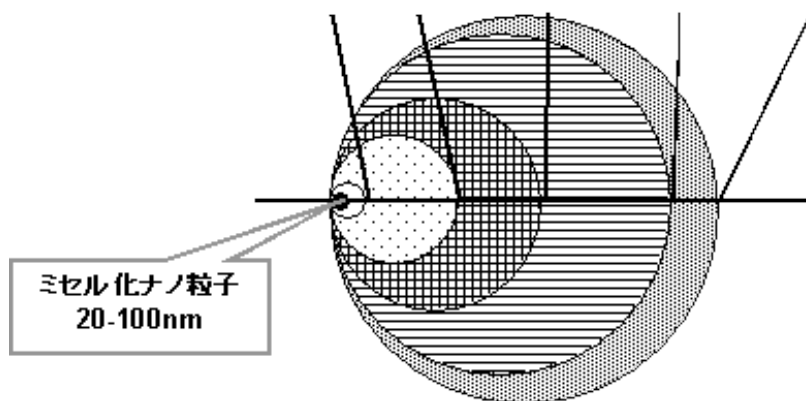
当社のミセル化ナノ粒子は下図に示すように血液の中にある赤血球や血小板等の血液成分、あるいは大腸菌などに比べて小さく、ウイルスの大きさと同じ程度です。水に溶けやすい性質を示すポリエチレングリコールと呼ばれるポリマーと水に溶けにくい性質を示すポリアミノ酸を一つの分子として結合させ、これを水の中できき混ぜると数十から数百の分子が集まり、外側がポリエチレングリコールで内側がポリアミノ酸となった球状の粒子を形成します。この粒子の内部(ポリアミノ酸部分)に薬物を封じ込めたもの(封入したもの)が当社の開発するミセル化ナノ粒子です。(後述の<ミセル化ナノ粒子への薬物の封入方法>参照)

これまでの多くの研究では、種々のサイズの粒子が血管内投与されると、3,000nm程度以上の大きな粒子は肺に、300nm程度以上の粒子は脾臓に、100nm程度以上の粒子は肝臓に捕捉されてしまうことが知られています。しかし当社のミセル化ナノ粒子のような100nmより小さな粒子であればこれらの臓器に捕捉される量を減らすことができます。一方、タンパク質の一種である抗体などは血液に入った細菌などの粒子の表面に吸着して免疫細胞などに食べられやすくする働き(免疫機構)があることが知られています。しかし、当社のミセル化ナノ粒子の表面を覆うポリエチレングリコールは免疫機構から異物と認識されにくい性質を持つことから、粒子を静脈内に注射した後、血液の中を長時間循環することが可能となります。このようにミセル化ナノ粒子に薬物等を封じ込めることで血中に長く留めることが可能となるため、その結果、下記の理由により薬の効き目を高めることが期待されます。

がん組織は正常組織とは異なり細胞の増殖が速く、細胞が多くの栄養を必要とするために新生血管(*7)が多く形成されるといわれています。このような新生血管は急激に形成されるため血管を形成する細胞同士の間隔が正常細胞と比べて広く、透過性が高くなっているため、100nm以下のミセル化ナノ粒子が容易にすり抜けることができると考えられます。ミセル化ナノ粒子が長く血液の中を循環するうちにポケットに入るかのようにがん組織に集まると考えられています。(3) 当社技術の特長のまとめ参照)

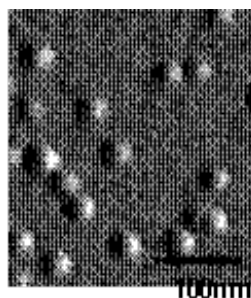
<ミセル化ナノ粒子のサイズ> (当社作成)

ウイルス	大腸菌	血小板	赤血球	毛細血管
20~200nm	1,800nm	4,000nm	8,000nm	10,000nm



<ミセル化ナノ粒子の一例>

(原子間力顕微鏡 (AFM) による)



出典: A. Harada and K. Kataoka, Macromol. Symp. 172, 1-9 (2001)

2) ミセル化ナノ粒子の素材について

安全性の高い素材

ミセル化ナノ粒子を医薬品として生体に投与するためには安全性が高いことが必須の条件となります。当社が使用しているミセル化ナノ粒子の素材は、水に溶けやすい性質を示すポリエチレングリコールと水に溶けにくい性質を示すポリアミノ酸の二つのポリマーのブロックを一つにつなぎ合わせたブロックコポリマーと呼ばれるポリマーです。ポリエチレングリコールは医薬品への使用実績もあり、ポリアミノ酸も生体成分であるアミノ酸がつながったものであることから安全性が高いと考えられています。

加工しやすい素材

ポリエチレングリコールはエチレングリコールという分子がいくつもつながったものですが、この分子の数を変えることができます。また、ポリアミノ酸もアミノ酸がいくつもつながっており、この分子の数を変えることができます。このように分子の数を変えることでミセル化ナノ粒子の大きさや、薬物のミセル化ナノ粒子内部への封じ込める量を変えることができます。また、アミノ酸の種類や、アミノ酸の構造を化学的に変化させることもできることから、封じ込める薬物の性質に最適なミセル化ナノ粒子を調製することが可能になります。このようにして得られたミセル化ナノ粒子は元の薬物の性質および体内における吸収、分布や排泄を変える可能性があることから、元の薬物と比較して優れた薬効・安全性を有する新薬を生み出すことが期待できます。

3) 当社のミセル化ナノ粒子の3つのシステムについて

当社のミセル化ナノ粒子は、以下に示すように3つのシステムに分類され、用途に応じた使い分けや、組み合わせが可能です。

NanoCap^{fi}システム：

ミセル化ナノ粒子の内側を油の性質に近づけた、水に溶けにくいポリアミノ酸にすることで、水に溶けない薬物をそのままの状態に油に溶かすような原理で封じ込めるシステムです。

MediCelle^{fi}システム：

薬物によってはプラスやマイナスの電気を帯びているものがあります。このような薬物はポリマーの一部がその反対の電気を帯びるものを使うことで、磁石が引き合うような作用によりミセル化ナノ粒子に封じ込めることができます。また、薬物とポリアミノ酸の一部を化学的に結合することにより、ミセル化ナノ粒子に封じ込めることもできます。

NanoCoat^{fi}システム：

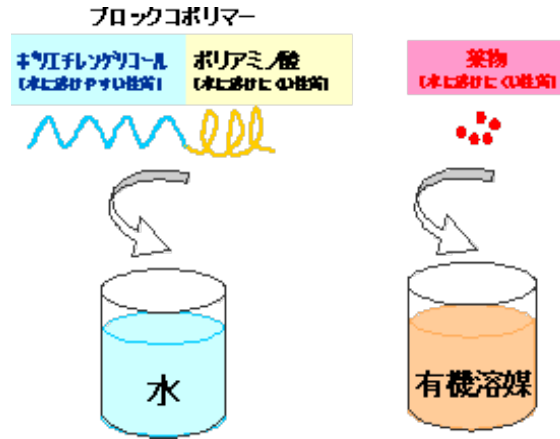
薬物を封じ込めたミセル化ナノ粒子の表面に、がん細胞と選択的に結合するセンサーのような働きをする物質を付けることで効率よくがん細胞に結合させるようなシステムです。センサーのような働きをする物質には抗体(*8)のような物質を使うことができます。

以上のシステムを用いると、障害性のある有機溶媒(*9)や界面活性剤を使うことなく難溶性薬物の溶解が可能になると考えられます。また、結合様式の違い等により薬物放出の制御や疾患部位へのターゲティングが可能になるとも考えられます。当社は、このような特性を活かし、通常の低分子薬のみならず、生理活性ペプチド(*10)やタンパク質、および核酸等の高分子の薬物へ応用できる可能性があると考え研究開発を行っております。

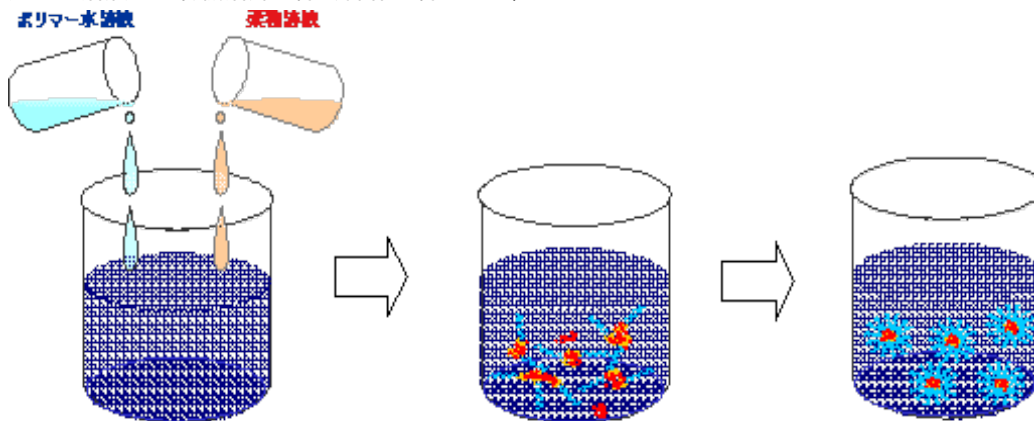
<ミセル化ナノ粒子への薬物の封入方法> (当社作成)

下図は、当社のミセル化ナノ粒子への薬物封入方法を模式的に示したものです。ミセル化ナノ粒子の外側を形成するポリエチレングリコールと内側を形成するポリアミノ酸からなるブロックコポリマーと、水に溶けにくい薬物を混合し、攪拌することで、薬物がポリアミノ酸の内側に封じ込められることによりミセル化ナノ粒子となります。

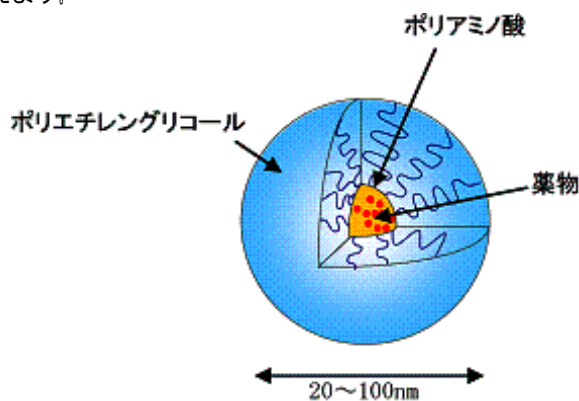
ミセル化ナノ粒子は、ポリエチレングリコールとポリアミノ酸からなるブロックコポリマーを用いて調製します。このブロックコポリマーを水に溶かし、水に溶けにくい薬物、例えば抗がん剤をアルコールのような有機溶媒に溶かします。



この2つの溶液を混ぜ、十分に攪拌すると、水に溶けやすい部分が水と触れる外側に、水に溶けにくい部分が内側になり、薬物が封じ込められた粒子（ミセル化ナノ粒子）を形成します。出来上がったミセル化ナノ粒子の入った溶液から有機溶媒を除く操作を行います。



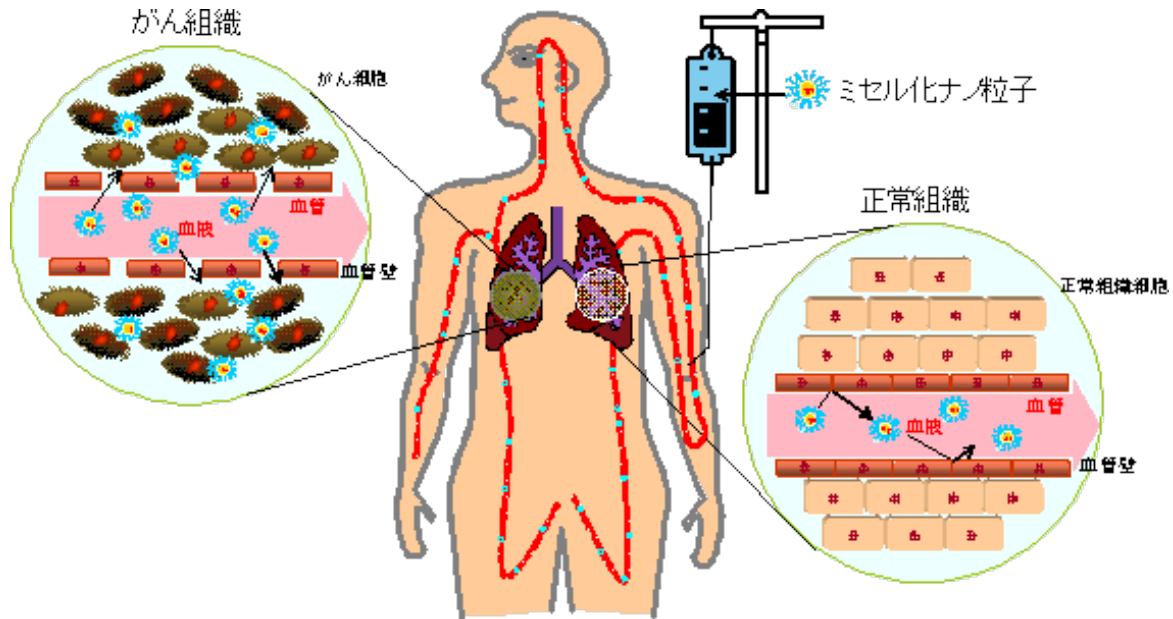
このように形成したミセル化ナノ粒子は、内部のポリアミノ酸に薬物が溶け込むような状態で、20～100ナノメートル（以下「nm」）の直径の安定な粒子になります。この粒子は肉眼では見えず、薬物が水に溶けたように見えます。



(3) 当社技術の特長のまとめ

当社のミセル化ナノ粒子技術の特長は上述の通りであり、体内に投与した場合、以下になると考えられます。

1. がんなどの異常がない正常な血管は、細胞同士がしっかりと密着して隙間がありません。ミセル化ナノ粒子は大きさが20nmから100nm程度ですので、このような正常な血管から外へはしみ出しにくくなっています（下図の正常組織のモデル参照）。そのため正常な組織では薬物が作用しにくいことが期待されます。
2. 肝臓や脾臓と呼ばれる臓器は、血液の中に入った微粒子などを篩（ふるい）にかける働きをしています。当社のミセル化ナノ粒子は、20nmから100nmと小さいため、これらの臓器の篩にはかかりにくくなっています。従って、ミセル化ナノ粒子はこれらの臓器を通過することができます。
3. タンパク質の一種である抗体などは、血液に入った細菌などの粒子の表面に吸着して、免疫細胞などに食べられやすくする働きがあります。粒子の表面が水に溶けやすい性質のあるポリエチレングリコールで覆われていると、血液の中にあるタンパク質などが粒子表面に吸着しにくくなることが知られています。当社のミセル化ナノ粒子は、表面がポリエチレングリコールだけで覆われていることから、抗体などのタンパク質が表面に吸着しにくいいため、免疫細胞に食べられにくくなっています。
4. 上記2. 及び3. の効果からミセル化ナノ粒子は長時間血管内を循環することができます。
5. がん組織につながる血管細胞は、上記1. で説明した正常な血管細胞に比べ、細胞同士が密着しにくくなっていることから、ある程度隙間が存在することが知られています。ミセル化ナノ粒子はこの隙間をくぐり抜けることが可能となります。長時間血管内をミセル化ナノ粒子が循環する間、徐々にがんの周辺にミセル化ナノ粒子が溜まって、内側に封じ込めた薬物ががん細胞を攻撃することができると考えられます（下図のがん組織のモデル参照）。



(当社作成)

(4) 当社の事業展開

1) ビジネスモデルとその収益について

当社は、ミセル化ナノ粒子技術の特許等の知的財産として所有しており、ナノテクノロジーを応用した製造技術を基盤に創薬の研究開発を進め、事業化を行っています。当社では、有用性（有効性、安全性）を向上させた、医療ニーズに応える新規医薬品の開発、提供を目指しており、パイプラインの研究・開発を進めて製品化に到達するために、事業段階に応じた展開を図っております。

当社の現状のビジネスモデルは、ミセル化ナノ粒子製造技術を基盤とした 自社開発、共同研究、ライセンスアウトの3つのパターンとなっています。それぞれの内容は以下の通りとなります。

自社開発

極力製品付加価値を上げてより大きい収入を確保するため、開発医薬品の上市もしくは臨床開発後期段階まで、可能な限り自社開発を推進する方針ですが、これには多額の費用と人員を要することから、当面は有効性を証明する臨床試験の段階まで自社で実施する計画です。それには、薬物候補の選択と合成、製剤、薬効に関する検討を行った後、非臨床試験および臨床試験を行います。臨床試験で有用性を証明できた段階で のライセンスアウトに移行していくこととなります。

現在、当社のパイプラインのうち、ナノプラチン[®]（NC-6004）が、この自社開発に該当しております。

共同研究

当社のミセル化ナノ粒子製剤技術に興味を示した提携先とミセル製剤化に関する共同研究契約を締結する場合があります。

この場合、基本的には当社が製剤開発を行い、提携先がその評価をします。良好な評価が得られた場合は、 のライセンス契約等に移行していくこととなります。

現在、当社のパイプラインのうち、キリンファーマ株式会社との抗体結合型ミセル（NC-4010）がこのビジネスモデルに該当しております。

ライセンスアウト

の自社開発あるいは の共同研究の事業形態においては、研究開発の途中段階で、ライセンスアウトを行います。ライセンス契約の形態により違いはありますが、一般的には、提携時に支払われる契約一時金（アップフロント）収入や開発進捗状況に応じて支払われるマイルストーン収入を得るほか、研究開発用の製剤を供給する場合には、それに対応する研究開発協力金の収入があります。また、製品上市後は、最終製品の売上に基づくロイヤリティ収入を得ることが可能です。

ライセンス契約による提携は、当社が保有する特許権及びノウハウについての実施許諾、さらに当社が独占的な実施権を有する特許権の再実施許諾がベースとなります。ライセンス契約後の研究あるいは開発等の経費は提携先が負担することになり、当社の開発コスト及び開発リスクが軽減されます。

現在、当社のパイプラインのうち、日本化薬株式会社とのパクリタキセルミセル（NK105）及びDebiopharm S.A.とのダハプラチン誘導体ミセル（NC-4016）がこのビジネスモデルに該当しております。

各ビジネスモデルごとの収益については、医薬品の上市まで自社開発を行い、自社販売を行った場合、当該製品の販売による収入が計上されることとなりますが、当社においてはその段階まで進んでいるパイプラインはありません。

共同研究の場合には、提携先からの研究開発に対する支援としての研究開発協力金収入が計上されることとなり、当社においては複数のパイプラインで当該収入を得ております。

他社にライセンスアウトをする場合は、ライセンス契約時点までの研究開発成果及び製剤の供給に対して提携時の契約一時金（アップフロント）、所定の開発段階に到達したときに支払われるマイルストーン、開発医薬品上市後の医薬品販売高に対するロイヤリティ等の収入が計上されることとなり、当社においては契約一時金（アップフロント）や第 相及び第 相臨床試験開始に伴うマイルストーン収入を得ているパイプラインがあります。

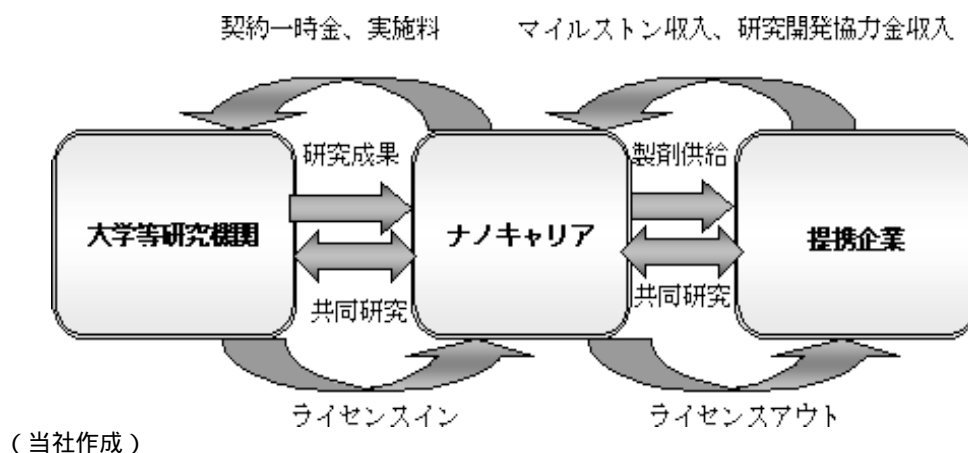
当社では、開発医薬品の上市前に上述のような他社からの契約一時金（アップフロント）収入、マイルストーン収入及び研究開発用の製剤供給に対する研究開発協力金収入を得ることにより、開発医薬品上市前の研究開発費の負担を軽減し、財務面のリスクの極小化を図っております。

2) 抗がん剤への特化について

抗がん剤の発見と開発の分野は製薬業界の研究開発の中でも最も活発な分野のひとつであり、現在開発が進められている新薬のなかでも、抗がん剤の占める割合は高いといわれております。抗がん剤の中には、世界中の医療現場で使用されているものの、薬物自体及び製剤化のために添加されている溶解剤による副作用が問題となっているものが多数あります。その中から当社は、タキサン系及び白金系の抗がん剤を選び、ミセル化ナノ粒子医薬品の開発を行っております。また、がん組織への選択性を高めるために、がん標的性のある抗体などをミセル化ナノ粒子の表面に結合させ、がん細胞への特異的な集積（アクティブターゲティング）（*11）を狙った次世代の抗がん剤を研究・開発しております。最近では、当社のブロックコポリマーの精密合成技術の進展に伴い、siRNA（*12）、各種サイトカイン（*13）など、体内ですばやく分解されてしまう医薬品に応用した新規医薬品への研究開発も行っております。

3) 研究機関及び提携企業との連携について

当社は、大学発の研究成果（シーズ）を医薬品として実用化するために、積極的に大学あるいは国公立研究機関から知的財産権のライセンスイン及びこれら研究機関との共同研究を行っております。一方、上記のライセンスインをした知的財産権や共同研究の成果を提携企業に対してライセンスアウトする場合があります。また、これらの知的財産権や成果に基づき提携企業と共同研究を実施する場合もあります。それらの提携関係は下図の通りです。



4) 製造について

当社は自社開発医薬品、提携企業との共同開発医薬品にかかわらず、原則として自社が所有、又は実施権を有する特許やノウハウを利用して製剤の製造を自社で行うことを目標としております。しかしながら、自社工場を所有することはその投資の大きさ、固定費の増加等から現状では現実的ではないと考えており、この問題を解決するために、既に設備を保有し、GMP（*14）基準を満たしている医薬品開発受託企業との間で製剤の製造委託契約を交わし、製剤製造を委託しております。但し、委託製造といっても、全面的な委託ではなく、当社による原料供給、技術提供及び製造管理を行っており、原材料の受け入れから最終製品の品質保証まで当社が行っております。

5) 当社の事業ステージ

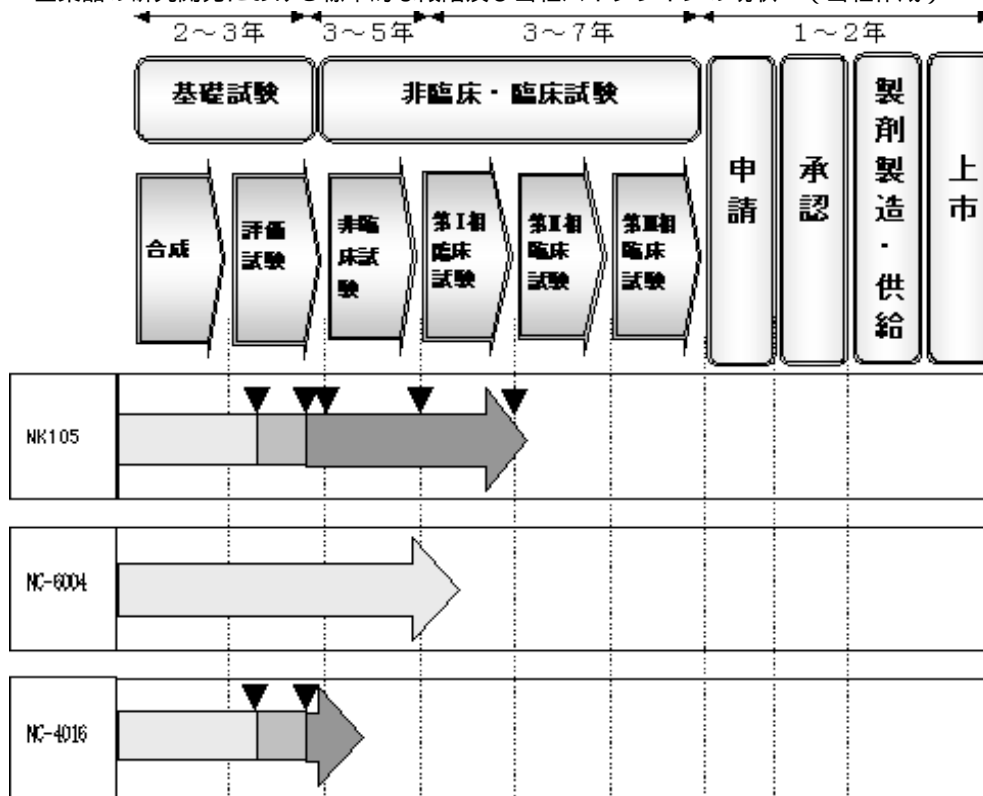
医薬品を研究・開発する標準的な段階及び要する期間は以下の通りであり、日本製薬工業協会資料を参考に表示しております。この開発段階及び要する期間は日米欧でほぼ共通となっております。

現在、当社のパイプラインのうち、パクリタキセルミセル（NK105、日本化薬株式会社へライセンスアウト）が第相臨床試験、ナノプラチンⁱⁱ（NC-6004、自社開発）が第相臨床試験、ダハプラチン誘導体ミセル（NC-4016、Debiopharm S.A.へライセンスアウト）が非臨床試験を実施している段階にあります。

なお、自社開発品であるナノプラチンⁱⁱ（NC-6004）は基礎研究から臨床試験あるいは医薬品としての承認取得、製造までの段階までを自社単独で行うことを想定しております。また、自社開発から提携先にライセンスアウトをする場合においても、医薬品としての製造は、原則として自社で行う方針であります。

一方、共同開発は、提携企業との間であらかじめ研究開発の分担を決定し、研究開発のそれぞれの段階から共同で開発し、医薬品としての製造販売は自社または提携先のいずれかで行う方針であります。

< 医薬品の研究開発における標準的な段階及び当社パイプラインの現状 >（当社作成）



□ 自社開発期間 ■ 共同研究・共同評価期間 ▣ ライセンスアウト先による開発期間 ▼ (※)

NK105 : 日本化薬株式会社へライセンスアウトをし国内で第相臨床試験を実施しております。海外におけるビジネスモデルについては未定であります。

NC-6004 : 自社開発により英国にて第相臨床試験を実施しております。日本国内におけるビジネスモデルについては未定であります。

NC-4016 : Debiopharm S.A.へライセンスアウトをし、欧州で非臨床試験を実施しております。日本国内におけるビジネスモデルについては未定であります。

() : 収受済の契約締結時のアップフロント収入及び開発段階ごとのマイルストーン収入の時期を示しております。

(注1) 医薬品の研究開発における標準的な段階の所要時間はあくまでも標準的な想定期間を表示したものであり、各パイプラインがこの想定期間通りに進捗するとは限りません。各パイプラインが経過した、あるいは現在進行中の各段階の幅につきましても、実際の所要時間あるいは想定所要時間を示すものではありません。

(注2) 上市とは製剤の販売が開始されることを示しております。

<各事業ステージの内容>

ステージ		内容
基礎試験	合成	目標とするミセル化ナノ粒子を形成するポリマーの合成、ミセル化ナノ粒子の製造及び製剤化
	評価試験 (<i>in vitro</i> ・ <i>in vivo</i>)	製剤の有効性及び安全性を試験管内などの人工的な条件下で確認する試験 (<i>in vitro</i> 試験) 製剤の有効性及び毒性を動物を用いて予備的に確認する試験 (<i>in vivo</i> 試験)
非臨床・臨床試験	非臨床試験	実験動物を用いて、有効性及び安全性を確認する試験
	臨床試験	以下の各相があります。 第 相臨床試験 (P) : 少数健康成人 (但しがんの場合は患者) を対象にして、安全性及び薬物動態を確認する試験 第 相臨床試験 (P) : 少数の患者を対象にして、有効性、安全性及び用法・用量を確認する試験 第 相臨床試験 (P) : 多数の患者を対象にして、標準治療との比較により有効性及び安全性を確認する試験
製造販売承認の申請・承認	新薬承認	各国の審査機関による新薬の審査・承認

6) 当社のパイプラインについて

現在、当社が研究開発を進めているパイプラインは下表の通りであり、第 相臨床試験段階のものが1パイプライン、第 相臨床試験段階のものが1パイプライン、非臨床試験段階のものが1パイプライン、基礎研究段階のものが2パイプラインとなっています。

申請区分が新有効成分となる開発品目のうち、シスプラチン誘導体ミセルであるナノプラチン[®] (NC-6004) 及びダハプラチン誘導体ミセル (NC-4016) は、物質特許として出願され、ナノプラチン[®] (NC-6004) については、既に数カ国で、ダハプラチン誘導体ミセル (NC-4016) については日本でそれぞれ成立しております。

なお、ナノプラチン[®] (NC-6004) 及びダハプラチン誘導体ミセル (NC-4016) の基本特許については、当社は株式会社東京大学TLOより、ライセンスインをしております。

開発品目	申請区分	対象疾患	臨床試験実施地域	開発段階	提携先	ビジネスモデル
パクリタキセルミセル (NK105) (注1)	(注3)	胃がん	国内	第 相臨床試験	日本化薬株式会社	自社開発からライセンスアウトへ移行
ナノプラチン [®] (NC-6004)	新有効成分	がん (注4)	英国	第I相臨床試験		自社開発
ダハプラチン誘導体ミセル (NC-4016) (注2)	新有効成分	がん (注4)	欧州 (予定)	非臨床試験	Debiopharm S.A.	自社開発からライセンスアウトへ移行
抗体結合型ミセル (NC-4010)	新有効成分	がん (注4)	-	基礎研究	キリンファーマ株式会社	共同研究
siRNAミセル (NC-4017)	新有効成分	がん (注4)	-	基礎研究	国立大学法人 東京大学	共同研究

(注1) NK105は日本化薬株式会社における開発コードです。

(注2) NC-4016は当社の開発コードであり、Debiopharm S.A.における開発コードはDebio0507です。

(注3) NK105の国内における申請区分に関しましては、独立行政法人医薬品医療機器総合機構と相談の上決定されます。

(注4) ナノプラチン[®] (NC-6004)、ダハプラチン誘導体ミセル (NC-4016)、抗体結合型ミセル (NC-4010)、siRNAミセル (NC-4017) につきましては、対象疾患はがんを想定しておりますが、現時点で特定のがん種を絞り込んでおらず、今後の研究・開発が進捗し、第 相臨床試験を開始する時点で、特定のがん種を決定する予定です。

パクリタキセルミセル (NK105)

パクリタキセル (タキソール[®]) は卵巣がん、肺がん、乳がん、胃がんなどの適応症で世界的に普及している抗がん剤ですが、水に溶けにくいこと、製剤化にはアルコールを基にした特殊な溶媒が使用されております。その溶媒による副作用が生じることがあり、投与時に副作用軽減のための補助薬剤 (ステロイド剤、抗ヒスタミン剤及び抗潰瘍剤) を投与するなど医療現場での使いにくさがあります。当社はミセル化ナノ粒子技術 (NanoCap[®]システム) により、パクリタキセルを封入したミセル化ナノ粒子をつくりました。

これを基に日本化薬株式会社と共同研究を行い、上記市販製剤の欠点を補う新たなミセル化ナノ粒子製剤を見出し、日本化薬株式会社がこのパクリタキセルミセルを医薬品として開発することを希望したため、当社は平成14年6月に日本化薬株式会社に、このパクリタキセルミセルに関する当社の技術を供与して、新たなパクリタキセルミセルを開発するためのライセンス契約を締結しております。当該契約により、同パクリタキセルミセルを研究、開発、製造し、日本を含むアジア地域で独占的に製造販売する権利のほか、アジア以外での非独占的な販売権を、同社に付与しております。

本契約に基づき、日本化薬株式会社は、平成18年6月に第 相臨床試験を終了し、平成19年11月に第 相臨床試験を開始しております。これに伴い当社は同社より、これまでに契約一時金 (アップフロント) 収入及び第 相臨床試験と第 相臨床試験開始に伴うマイルストーン収入を各々得ております。なお、製品が継続開発及び上市された場合には、マイルストーン及びロイヤリティの支払いを受けることになります。

ナノプラチンⁱⁱ (NC-6004)

1970年代に開発された抗がん剤のシスプラチンは現在、その薬効により各領域のがん化学療法の中心的薬剤となっています。その一方でシスプラチンの催吐作用は極めて強いため、がん患者にとって苦痛度が高く、さらに投与の際には長時間にわたる大量の輸液（ハイドレーション（*15））が必要なことから、QOL（*16）を著しく低下させています。また腎機能障害や神経毒性などの副作用があり、治療の中止や延期を招いてきました。

シスプラチンが持つこれらの副作用を軽減し、かつ抗腫瘍効果の増強も期待できる新薬の開発を目指し、新規のブロックコポリマーと結合させた新規化合物であるナノプラチンⁱⁱ (NC-6004、シスプラチン誘導体ミセル)を調製しました。非臨床試験の結果、薬物の徐放性、がん組織への蓄積性、腎毒性の軽減及び神経毒性の軽減が認められたため、平成18年5月に英国において第 相臨床試験を開始しました。

なお、当パイプラインについては、自社開発のため、現在まで収益は発生しておりません。

ダハプラチン誘導体ミセル (NC-4016)

オキサリプラチンは、国際的に大腸がんの標準的薬剤として成功を収めている抗がん剤ですが、副作用として「いつも手足がしびれるような感じ」がするというような末梢神経障害が現れることが知られており、治療中止の大きな要因になっています。

オキサリプラチンは生体内で抗がん活性のより強いダハプラチン誘導体に変換されますが、当社ではこのダハプラチン誘導体を直接ミセル化ナノ粒子へ封入することで、オキサリプラチンが持つ上述のような副作用を軽減し、かつ抗腫瘍効果の増強も期待できる新規の抗がん剤が開発できると考えています。当社は平成17年3月に、オキサリプラチンを開発したDebiopharm S.A.（本社：スイス）と、新規のプラチナ化合物であるダハプラチン誘導体ミセル（NC-4016）についての共同研究契約を締結しており、本共同研究における動物実験では、がん組織への薬物の集積や薬効・安全性の改善効果が見られています。なお、本共同研究の費用はDebiopharm S.A.が負担するため、当社は同社より共同研究開発協力金収入を得ました。

さらに、平成19年10月、同社とライセンス及び供給契約を締結しており、現在、同社は非臨床試験を実施しています。当該契約により、日本を除く全世界の地域で独占的に開発・販売する権利を同社に付与し、製剤製造権は当社が有しております。当社は、当該契約に基づくアップフロント収入及び非臨床試験用製剤の供給による販売収入を得ております。また、製品が継続開発及び上市された場合には、マイルストーン及びロイヤリティの支払いを受けることになります。

抗体結合型ミセル (NC-4010)

標的細胞を狙ったアクティブターゲティング療法が目的です。例えばがん細胞などに現れる特異的な抗原を認識する抗体をミセル化ナノ粒子表面に結合してがん組織への選択性を高めます。従来の抗体と薬物が結合したミサイル療法よりも多くの薬物を標的細胞に届けることができるため、高い効果が期待されます。また、がん組織への選択性を高めることにより、従来の製剤に比べて副作用の低減も期待されます。薬物としては、既に薬効が確認されている抗がん剤から研究開発を推進します。抗体と薬物の組合せを変えることでパイプラインを拡大充実できることも強みです。当パイプラインについては、キリンファーマ株式会社との共同研究を中心に研究開発を行っており、当社は同社より研究開発協力金収入を得ています。

siRNAミセル (NC-4017)

siRNAなどの核酸医薬（*17）は静脈内に投与すると直ぐに代謝を受けて血中から速やかに消失し、十分な薬効を期待できず、医薬品として開発する場合は血中での安定化が必要不可欠となっております。当社では、siRNAなどの核酸医薬をミセル化ナノ粒子へ封入することで血中での安定化を図ります。また、がんや炎症部位に選択的に薬物を運ぶことで薬効を高めることが期待される医薬品候補と考えております。大学、企業との共同研究を含め研究開発を推進し、がんを中心に、難病といわれる分野から研究開発を進めていますが、将来的には循環器、呼吸器、中枢系への展開も図る方針であり、現在独立行政法人新エネルギー・産業技術総合機構から助成金を受け、株式会社東京大学TLOとの間で共同研究契約を締結して研究開発を行っております。

用語解説

(* 1) ポリマー

ポリマーとは、1種類の単位化合物の分子が共有結合して、分子量が1万程度以上の化合物のことです。代表的なポリマーとしてはプラスチック類が挙げられます。医薬品として使われるポリマーは、生体内で分解される性質を有するものが多く存在します。

ブロックコポリマーとは、2種類以上の異なるポリマーが結合したものであり、当社のポリマーは、水に溶けやすい親水性部分がポリエチレングリコール、水に溶けにくい疎水性部分がポリアミノ酸からなるブロックコポリマーです。

(* 2) 自己会合

水に溶けやすいポリマーと水に溶けにくいポリマーから構成されるブロックコポリマーは、その分子内にある水に溶けやすい部分と水に溶けにくい部分の性質の違いにより、水中に分散させると水に溶けにくい部分同士凝集作用により、外側に水に溶けやすい部分、内側に水に溶けにくい部分の二層構造を有する球状構造体を自発的に形成します。この自発的な形成の過程を自己会合といいます。

(* 3) ナノメートル (nm)

1ナノメートルは10億分の1メートルに相当します。

(* 4) 高分子ミセル

高分子ミセルとは、水に溶けやすい部分と水に溶けにくい部分を持つブロックコポリマーから形成される球状構造体のことです。水にも油にも溶ける両親媒性ブロックコポリマーを水に溶かすと、ある濃度範囲で外側に水に溶けやすい部分、また内側に水に溶けにくい部分を向けて自己会合し、明確な内核と外殻の二重構造を持つ球状構造体を形成します。この球状構造体を高分子ミセルといいます。

(* 5) 薬物キャリア

薬物を封入するなどして、組織へ送達するためのシステムであり、薬物運搬体とも呼ばれます。当社のミセル化ナノ粒子や、リポソームなどが含まれます。

(* 6) パイロットスケール

パイロットスケールとは、実生産に適用される製造方法、製造工程を十分に反映して製造された原薬又は製剤の予備的生産規模のことをいいます。

(* 7) 新生血管

新生血管とは、新しく形成された血管のことです。創傷治癒の過程などでは生体にとってなくてはならない生理的な現象です。但し、病的な新生血管もあります。がんなどではがん組織の栄養補給などのために新たな血管を形成します。これによって、栄養補給と血流を介したがんの転移が起こるとされています。

(* 8) 抗体

抗体は、細菌やウイルスなどの抗原（免疫を誘発する物質）の刺激の結果、免疫反応によって生体内に誘導されるタンパク質で、抗原と特異的に結合する活性を持つものの総称です。

(* 9) 有機溶媒

有機溶媒とは、エタノールやクロロホルム、ベンゼンなどがその例であり、有機物（炭素原子を基本骨格として有する化合物で、燃焼すると炭酸ガスを発生する）からなる溶剤で、比較的油に対して親和性があり、溶解することができる溶剤の総称です。

(* 10) ペプチド

ペプチドとは、同種または異種のアミノ酸が2個以上結合した化合物のうち、比較的小さなものをいいます。生体活性ペプチドとは、生体内で体の制御などを行っているペプチドをいいます。

(* 11) アクティブターゲティング

アクティブターゲティングとは、例えば、がん細胞と選択的に結合するセンサーのような働きをする物質をミセル化ナノ粒子の表面に付けることで効率よく、積極的にがん細胞へ薬物を入れたミセル化ナノ粒子を送り届けることをいいます。センサーのような働きをする物質には抗体のような物質を使うことができます。

(* 12) siRNA

siRNAとは、標的となる遺伝子の一部と同じ配列を有する短い二本鎖RNAのことで、遺伝子の働きを強力に抑制する特徴を有しています。がんなどの疾患では、疾患に関係する遺伝子が過剰に働くことが原因とされているものが多いため、標的遺伝子を強力に抑制することができるsiRNAは、次世代の核酸医薬として、近年特に期待が高まっています。

(* 13) サイトカイン

サイトカインとは、体の中の細胞から放出される、体の機能を制御するタンパク質の総称です。免疫機能、抗腫瘍作用、造血機能などを制御する機能を有するものが知られています。

(* 14) GMP

ICH（日・米・EUの3極間で、新医薬品の製造承認に際して要求される資料を共通化することによって、医薬品開発の迅速化・効率化を目指す会議）によって協議・合意決定された取り決め事項を「ICHガイドライン」と呼び、日米EUでの医薬品開発におけるガイドラインとしての役目を果たします。ICHガイドラインは以下のような構成となっており、GMPはその一部です。

GLP (Good Laboratory Practice)	非臨床試験の実施基準	医薬品の製造販売承認申請などのために行われる安全性に関する非臨床試験データについて、信頼性を高めるための試験実施上の基準。
GCP (Good Clinical Practice)	臨床試験の実施基準	人を対象とした臨床試験（治験）が倫理的な配慮のもとに適正かつ科学的に実施されることを目的として定められた基準。
GMP (Good Manufacturing Practice)	製造管理 / 品質管理の基準	製造所の構造設備や製造管理及び品質管理の全般にわたって、医薬品の製造を行う者が守るべき要件を定めた基準。
GPMSP (Good Post Marketing Surveillance Practice)	市販後の調査基準	市販後調査の適切な実施と調査資料の信頼性の確保を図り、医薬品の適正使用の確保を目的として定められた基準。

(* 15) ハイドレーション

ハイドレーションとは、水分補給のことであり、抗がん剤（シスプラチン）投与の際に、多量の水分を点滴等によって補給し、排泄促進を行うことにより、薬物の腎障害を低減する目的で行われます。

(* 16) QOL

Quality Of Lifeの略語で、主に患者の「生活の質、人生の質」を意味する言葉です。医療提供者が患者への治療効果を判定する際に、患者の人生の充実感や満足度から評価しようという考え方のことを言います。

(* 17) 核酸医薬

核酸医薬とは、DNAやRNAなどの核酸を有効成分とする医薬品のことで、siRNA、デコイオリゴ、アンチセンスオリゴ等が含まれます。これらの核酸は、疾患の原因遺伝子の発現を制御することにより、薬効が期待できます。アンチセンス医薬とは、疾患の原因遺伝子とは相補的な配列を有するDNAで、原因遺伝子の発現を抑制する働きがあります。

注）「NanoCap^{fi}」、「MediCelle^{fi}」、「NanoCoat^{fi}」及び「ナノプラチン^{fi}」は当社の登録商標です。

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成20年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
35(8)	40.03	4.19	6,915

(注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益の改善を背景とした設備投資の拡大や雇用環境の改善等緩やかな回復基調を続けてまいりましたが、長期化する原油価格の高騰や米国のサブプライム問題に端を発する金融市場の混乱等による先行き不透明な状況が続いております。

医薬品業界におきましても、ジェネリック医薬品の使用促進等による医療費抑制策の強化が引き続き推進される中、新薬開発における国内外製薬企業の競争が激化し、M&Aが活発化するなど、厳しい環境下で推移いたしました。

このような環境のなかで、当社は、自社開発パイプライン拡充のための研究活動及び臨床開発の更なる推進に取り組んでまいりました。日本化薬株式会社に導出しているがん治療薬のパクリタキセルミセル（NK105）につきましては、平成19年11月、同社により臨床第二相試験が開始されております。また、自社開発を進めるナノプラチンfi（NC-6004）におきましても、英国における臨床第一相試験が進捗いたしました。さらに、スイスのDebiopharm S.A.と共同研究を進めていたダハプラチン誘導体ミセル（NC-4016）につきましては、平成19年10月に同社とLICENSE AND SUPPLY AGREEMENTを締結し、同社により非臨床試験が進んでおります。加えて、平成20年3月に実施した公募増資及び第三者割当増資により、総額643,080千円の資金調達を行いました。

以上の結果、当事業年度の売上高はDebiopharm S.A.からの契約一時金収入及び日本化薬株式会社からのマイルストーン収入等により262,718千円（前事業年度比154.0%増）、営業損失は自社開発プロジェクトであるナノプラチンfi（NC-6004）の臨床開発を積極的に推進し、研究開発費を計上したこと等により452,539千円（前事業年度営業損失717,258千円）、経常損失は491,607千円（前事業年度経常損失727,444千円）、当期純損失は494,032千円（前事業年度当期純損失729,446千円）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前事業年度に比べ36,301千円増加し、1,754,627千円となりました。当事業年度のキャッシュ・フローの概況は以下の通りです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、研究開発の推進に伴う研究開発費の支出等による税引前当期純損失491,612千円等の資金減少要因が、減価償却費14,833千円等の資金増加要因を上回り、588,172千円の減少（前事業年度は663,009千円の減少）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、主に研究・分析機器の拡充により有形固定資産の取得による支出14,205千円を計上したこと等により、18,605千円の減少（前事業年度は61,816千円の減少）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは期中に行った公募増資及び第三者割当増資により643,080千円の増加（前事業年度は1,142,513千円の増加）を計上しております。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は研究開発を主体としており、生産実績を定義することが困難であるため、生産実績の記載はしていません。

(2) 受注実績

当社は受注生産を行っておりませんので、受注実績の記載はしていません。

(3) 販売実績

事業年度における販売実績を示すと、次の通りであります。

当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
販売高(千円)	前年同期比(%)
262,718	254.0

(注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
Debiopharm S.A.	26,598	25.7	147,886	56.3
日本化薬株式会社	-	-	100,500	38.3
キリンビール株式会社(現: キリンファーマ株式会社)	29,205	28.2	7,260	2.8
エーザイ株式会社	27,300	26.4	-	-

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 前事業年度におけるエーザイ株式会社に対する販売高は共同研究契約に基づく研究開発協力金収入、Debiopharm S.A.に対する販売高は同社との共同研究による研究開発協力金収入であり、キリンビール株式会社(現:キリンファーマ株式会社)に対する販売高は同社との共同研究に伴う研究開発協力金収入であります。

4 当事業年度におけるDebiopharm S.A.に対する販売高は同社との共同研究による研究開発協力金収入及び契約一時金収入、日本化薬株式会社に対する販売高はマイルストーン収入であり、キリンファーマ株式会社に対する販売高は同社との共同研究に伴う研究開発協力金収入であります。

3【対処すべき課題】

当社は、ナノテクノロジーを用いて新しい医薬品を創出し、人々の健康とQOLの向上に貢献することを社会的使命とし、がん領域のイノベーションファーマとして創薬事業を推進しておりますが、研究開発型のバイオベンチャー企業として対処すべき課題を以下のように考えております。

1) 現状のパイプラインの着実な推進

当社の現状の事業基盤である5つのパイプライン及び2つのパイプライン候補の研究開発活動を計画通り、迅速、効率的かつ着実に進めることが最重要です。

具体的には、ライセンス型のパイプラインについては提携先との関係強化、自社研究開発においてはパイプラインごとのプロジェクト管理の強化、研究開発能力及び精度・信頼性の向上などを行っていく方針です。

2) 新規のパイプラインの拡充

上記の現状のパイプライン推進が最重要課題であると認識しておりますが企業価値の増大及び開発リスク分散のため、新規のパイプラインの拡充を図り、開発品目のラインナップを充実させることが重要であると考えております。スピード・効率・効果を基本方針として、当社にしかできない独自の研究開発を進め、大学等の研究機関等との連携によりシーズを発掘し、その権利を確保することで、新規パイプラインを立ち上げる以下の取り組みも行なっております。

さらに、当社技術の適応範囲の拡大に向け、国内外の製薬会社及びバイオベンチャーとの新規の提携及びライセンス等に向けた事業開発を積極的に行っております。

ミセル化ナノ粒子の展開

イ) 抗がん剤のパイプラインの拡充

当社では引き続きオプバテント抗がん剤(*18)を対象とした、ミセル化ナノ粒子による治療効果の高い副作用の軽減された医薬品開発を行いながら、更に、新規の化合物等を対象とした新規の抗がん剤の研究開発も視野に入れ実施する方針であります。

ロ) 核酸医薬への応用による拡充

前述の通り、最近の研究ではミセル化ナノ粒子は核酸医薬であるアンチセンスDNAやsiRNAに応用できることが明らかになってきているため、これらを利用した新たな核酸医薬の研究開発を実施していきます。

ハ) 抗がん剤以外の疾患への応用による拡充

当社ではがん以外の慢性疾患・重度感染症等の疾患についても、既存の医薬品又は新規の化合物等に当社の技術を応用することにより、新たな医薬品の研究開発を実施する方針であります。

ニ) アクティブターゲティング(標的臓器に特異認識性のある化合物等の利用による応用)

ミセル化ナノ粒子の表面には抗体等の物質等を結合させることが可能なため、当社では、特定の組織を認識する物質等をミセル化ナノ粒子の表面に結合させることにより、疾患部位へアクティブターゲティングを行える新たなミセル化ナノ粒子の研究開発を実施する方針であります。

複数の抗がん剤を用いた併用療法へのミセル化ナノ粒子の適用

今日のがん治療では、がん細胞を攻撃するメカニズムの異なる複数の抗がん剤を用いた併用療法が行われており、現在も併用する薬物の組み合わせが検討されています。しかし、組み合わせる薬物の副作用が重複する場合、特定の副作用が強すぎて併用できないことがあります。当社のミセル化ナノ粒子は、有効性の向上や副作用の軽減が期待されることから、既存または今後生み出される薬物とミセル化された薬物の副作用が同じであっても併用療法が可能になり、併用療法に使用する薬物の選択肢を広げることが期待できます。また、近年、抗がん剤として、がん細胞の増殖に関与する分子(酵素やタンパク質)に作用する「分子標的薬(*19)」が盛んに研究され、既に「イレッサ[®]」(一般名:ゲフィチニブ)、「ハーセプチン[®]」(一般名:トラスツズマブ)、「アバステン[®]」(一般名:ベプシズマブ)などが商品化されています。

イレッサ[®]は、がん細胞表面にある増殖信号をキャッチするEGFR(上皮成長因子受容体)を標的とする低分子の薬物です。ハーセプチン[®]は、同様にがん細胞の表面にあるHER2(上皮増殖因子受容体と類似の構造を持つ受容体)を標的に結合し、増殖信号が細胞に伝達するのを抑制する高分子(モノクローナル抗体)の薬剤です。またアバステンはヒト血管内増殖因子(VEGF)に対するヒトモノクローナル抗体で、腫瘍組織での血管新生を抑制し、腫瘍増殖を抑制します。これらの分子標的薬も、多くは他の抗がん剤との併用によってより高い効果が得られることが知られており、当社のミセル化ナノ粒子はこれらの分子標的薬や他の抗がん剤との併用療法への適用も期待できます。更に、分子標的薬を当社のミセル化ナノ粒子に封入させることができる可能性もあり、これらの併用効果も確認しながら研究開発を実施する方針であります。

3) 財務基盤の強化

当社では研究開発活動推進のため、運転資金、研究開発投資及び設備投資等の資金調達が課題となります。このため、株式上場以降においても公募増資等によって資金調達を行うとともに、業務提携の実現による当社の開発品目の上市前の収益の確保や、国をはじめとする公的な補助金等の活用により、当社の財務基盤の強化を図っていく方針です。

用語解説

(* 18) オフパテント抗がん剤

特許が既に満了した(特許保護のない)抗がん剤のことです。

(* 19) 分子標的薬

分子標的薬とは、特定分子に作用することがわかっている低分子化合物や抗体などから作られた薬で、疾患に関係がある細胞だけに働きかける機能を持った新しいタイプの治療薬のことです。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しています。また、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお、当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、本株式に関する投資判断は、以下の記載事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えます。

また、文中の将来に関する事項については、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

1．会社の事業内容について

(1) 現在の事業内容

1) 提携先候補とのライセンス契約の締結について

当社は、ミセル化ナノ粒子技術の特許等の知的財産として所有しており、有用性（有効性、安全性）を向上させた医療ニーズに応える新規医薬品を開発提供すべく、ナノテクノロジーを応用した製造技術を基盤に創薬の研究開発を進めております。各パイプラインの研究・開発を進めて製品化に到達するために、当社は事業段階に応じた展開を図っており、現状のビジネスモデルは、自社開発、共同研究、ライセンスアウトの3パターンとなっています。

上記のビジネスモデルのうち、共同研究及びライセンスアウトに関しては、事業展開上、各パイプラインにおける提携候補先との共同研究契約もしくはライセンス契約の締結時期及び条件は当社の事業計画に重大な影響を及ぼすこととなります。また、契約を想定通りに締結できなかった場合には、経営成績や財政状態並びに開発計画等に重大な影響を与えることとなります。

2) 既存の化学物を利用することによる医薬品開発のリスク低減について

当社が取り組む多くのプロジェクトは、既に薬効が確認されている化合物をベースにミセル化ナノ粒子技術と融合させ、新有効成分としていることから、当社では、全く新規（この世の中に存在していなかった）の構造を有する化合物に比して、医薬品とするための開発リスクが低く、成功確率が高いと考えております。しかし、開発リスクや成功確率が当社の想定通りの水準におさまるとは断定できず、当社の想定以上に開発リスクが高くなった場合、あるいは成功確率が低くなった場合には、当社の事業展開に支障を及ぼすこととなります。

3) パイプラインの拡充について

当社は、薬物と当社のポリマーを結合させて新有効成分とする研究開発の過程で生じる新しい発明の特許出願を行い、排他性を確保することが重要になります。当社ではこれらの特許等に裏付けられた技術をベースにパイプラインを増やしていく必要があると考えています。しかし、想定通りに特許等に裏付けられたパイプラインを増やしていけるかどうかは不確定であり、また、各パイプラインの研究開発を想定通りに進めていけるという保証もありません。想定通りにパイプラインを増やせなかった場合、あるいは各パイプラインの研究開発が想定通りに進められなかった場合、当社の事業展開は悪影響を受けることとなります。

4) 医薬品の申請区分に関する評価について

当社は既存の化合物を当社技術と融合して新有効成分とする医薬品の開発を目指しており、申請区分が新規の化合物になる可能性が高いと考えられることから、医薬品としての評価は相対的に高くなると考えております。しかしながら、実際に想定通りの評価が得られるとは限らず、当社の想定通りに医薬品としての評価を得られなかった場合、当社の事業展開は悪影響を受けることとなります。

(2) 当社の医薬品の開発状況について

1) 当社のパイプラインについて

当社には、現在まで上市された開発済の医薬品はありません。開発中のパイプラインはパクリタキセルミセル (NK105)、ナノプラチン^{fi} (NC-6004)、ダハプラチン誘導体ミセル (NC-4016)、抗体結合型ミセル (NC-4010)、siRNAミセル (NC-4017) の5つです。

当社のパイプラインは全て、未だ研究開発途中であり、将来、医薬品として上市される保証はなく、開発中止の可能性や、開発遅延の可能性もあります。

また、先行して臨床開発段階に入っているパイプラインであるパクリタキセルミセル (NK105) 及びナノプラチン^{fi} (NC-6004)、並びに非臨床試験段階に入っているダハプラチン誘導体ミセル (NC-4016) の成否は、当社事業に重大な影響を及ぼすおそれがあります。

さらに、日本及び海外の両地域で展開予定のパイプラインについては、先行地域の臨床開発が遅延した場合、後続地域の臨床開発遅延につながる可能性が高く、当社の事業計画の進捗に影響を及ぼすおそれがあります。

2) パクリタキセルミセル (NK105) の開発について

パクリタキセルミセル (NK105) の開発は、後述の「5 経営上の重要な契約等 (1) 技術導出契約 実施許諾基本契約」に記載の通り日本及びアジアにおいては研究、開発、製造、使用及び販売する実施権を日本化薬株式会社に独占的に許諾しており、日本化薬株式会社主導の臨床試験の進捗に依存しています。同臨床試験は、平成18年6月に第I相試験が終了し、平成19年11月に第 相臨床試験を開始しておりますが、未だ開発途中であり、医薬品として製造販売承認を受け、上市に至るかどうかは不確定であります。また、開発に関する意思決定は日本化薬株式会社によってなされるため、同社が開発の中断または延期等の決定をした場合、当社事業に重大な影響を及ぼすおそれがあります。さらに、臨床試験期間が想定期間よりも長期化する可能性もあります。当社は日本化薬株式会社における臨床試験の進捗状況に応じて、同品目の海外展開を検討する方針であるため、上記進捗が想定通りに展開されない場合、事業計画上も悪影響を受ける可能性があるなど、このパクリタキセルミセル (NK105) の開発動向が当社の事業存続に大きな影響を与えると考えております。

3) ナノプラチン^{fi} (NC-6004) の開発について

ナノプラチン^{fi} (NC-6004) の開発は、平成18年5月に英国において第 相臨床試験を開始し、自社開発を進めておりますが、未だ開発途中であり、医薬品として製造販売承認を受け、上市に至るかどうかは不確定であります。また、臨床試験期間が想定期間よりも長期化する可能性もあります。当社は英国での臨床試験の進捗状況に応じて、同品目の日本国内における展開を検討する方針でありますため、臨床試験が想定通りに進捗しない場合、事業計画が予定通り達成できないことになり、このナノプラチン^{fi} (NC-6004) の開発動向が当社の事業存続に大きな影響を与えると考えております。

4) ダハプラチン誘導体ミセル (NC-4016) の開発について

ダハプラチン誘導体ミセル (NC-4016) の開発は、後述の「5 経営上の重要な契約等 (1) 技術導出契約 LICENSE AND SUPPLY AGREEMENT」に記載の通り日本を除く全世界における独占的な実施権 (製造権を除く) をDebiopharm S.A.に許諾しており、Debiopharm S.A.主導の非臨床試験及び臨床試験の進捗に依存しています。現在当該パイプラインは非臨床試験段階にあります。また、開発に関する意思決定はDebiopharm S.A.によってなされるため、同社が開発の中断または延期等の決定をした場合、当社事業に重大な影響を及ぼすおそれがあります。さらに、臨床試験期間が想定期間よりも長期化する可能性もあります。当社はDebiopharm S.A.における臨床試験の進捗状況に応じて、同品目の日本国内における展開を検討する方針であるため、上記進捗が想定通りに展開されない場合、事業計画上も悪影響を受ける可能性があるなど、このダハプラチン誘導体ミセル (NC-4016) の開発動向が当社の事業存続に大きな影響を与えると考えております。

(3) 今後の事業の見通しについて

前述の通り当社としては、事業計画を實踐して早期に新薬の開発、発売を目指しておりますが、医薬品開発には多額の開発コストと長い期間を要し、また製造販売承認の時期は不確定であることから、当社の事業計画はその影響を受けることとなり、当社の想定通りに開発した医薬品の生産及び販売が行われる保証はありません。

なお、製造販売承認がなければ開発コストを回収できないこととなり、また製造販売承認がおりても、当社の事業計画上の目標売上を確保できない可能性もあります。

(4) 特定の取引先への依存について

1) 特定の販売先への依存について

当社の主な販売先は、2 生産・受注及び販売の状況 (3) 販売実績に記載のとおりであり、当事業年度における販売先は、Debiopharm S.A.及び日本化薬株式会社の2社への依存が高く、これらの会社に対する販売は、当社の売上高のうちそれぞれ56.3%及び38.3%を占めております。しかしながら、これら2社が、今後、当社との取引を継続的に行う保証はありません。従いまして、これら2社の当社との取引方針の変更、収益動向の変化または事業活動の停止などにより当社の業績に重大な影響が生じる可能性があります。

2) 特定の仕入先への依存について

当社の主な仕入先は以下の通りであります。当事業年度における仕入先は、日油株式会社（代理店：川原油化株式会社）、志木家田化学株式会社、コア商事株式会社の3社への依存度が高く、これらの会社からの仕入は、当社の仕入高のうちそれぞれ40.6%、17.0%及び16.2%を占めております。

上記各社からは、ミセル化ナノ粒子の原料となるポリマーの一部及び研究用試薬等を仕入れておりますが、今後、これらの会社が当社との取引を継続的に行う保証はありません。特に、日油株式会社から供給を受けているポリマー原料については、代替先の確保が容易ではありません。従いまして、これらの会社の当社との取引方針の変更、収益動向の変化または事業活動の停止などにより、当社の研究開発活動に遅延が生じ、当社の業績に重大な影響が生じる可能性があります。

相手先	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
	仕入高(千円)	割合(%)	仕入高(千円)	割合(%)
川原油化株式会社	13,940	21.4	38,813	40.6
志木家田化学株式会社	17,532	27.0	16,247	17.0
コア商事株式会社	4,785	7.4	15,470	16.2
東海ケミー株式会社	17,030	26.2	10,509	11.0

(注) 当社は、日油株式会社及び川原油化株式会社との合意により、川原油化株式会社を日油株式会社の代理店として、日油株式会社が製造するポリマーを購入しています。このため、帳簿上の仕入先は川原油化株式会社としておりますが、実際の売買の相手方及び依存先は、日油株式会社となります。

(5) 経営成績及び財政状態について

当社は平成8年6月14日の設立以降一貫して医薬品の開発を目指した研究開発活動を行っており、現在まで毎期研究開発費を中心とした費用が収益を上回り、当期純損失を計上する状態が続いています。また、第10期から第12期については、連続して営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなっています。

当社の最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移については、「第1 企業の概況 1 主要な経営指標等の推移」をご参照ください。

(6) マイナスの繰越利益剰余金が計上されていることについて

当社は研究開発型のベンチャー企業であり、臨床段階にあるパイプラインが上市し、ロイヤリティ収入等の安定した収益を受ける体制となるまでは、多額の研究開発費用が先行して計上されることとなります。そのため、第8期から第12期まで連続して当期純損失を計上しており、第12期末には3,333,669千円の繰越利益剰余金を計上しております。

当社は、パイプラインを計画通り、迅速、効率的かつ着実に推進することにより、早期の利益確保を目指しておりますが、将来において計画通りに当期純利益を計上できない可能性もあります。また、当社の事業が計画通りに進展せず、当期純利益を獲得できない場合には、マイナスの繰越利益剰余金がプラスとなる時期が著しく遅れる可能性があります。

(7) 資金繰りについて

当社は研究開発型企業として、自社研究開発や大学等との共同研究等を行っておりますが、多額の研究開発資金が必要となります。そのため、事業計画が計画通りに進展しない等の理由から想定したタイミングで資金を確保できなかった場合には資金不足となり、当社の資金繰りの状況によっては事業存続に多大な影響を与える可能性があります。

(8) 税務上の繰越欠損金について

第12期末には、当社に税務上の繰越欠損金が存在しております。そのため、事業計画の進展から順調に当社業績が推移する等して繰越欠損金による課税所得の控除が受けられなくなった場合には、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が計上されることとなり、当期純利益又は当期純損失及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

(9) 競合について

当社はミセル化ナノ粒子技術をコア技術として、現時点では抗がん剤に特化した医薬品開発を実施しております。抗がん剤をはじめとする医薬品の市場は国内外を問わないことから、日本国内のみならず世界中の同業他社と競合状態にあります。パクリタキセル、シスプラチンなどの白金系抗がん剤をリポソーム製剤技術等の当社とは別の技術を用いた注射剤や、類似の薬物を用いた経口剤がいくつか開発されており、当社の開発品目にとって、これらは競合する可能性があると考えます。当社としては、早期の新薬開発、発売を目指しておりますが、他社が同様の効果や安全性のある製品を当社より先に販売した場合や、当社製品の販売後にこれを上回る製品が販売された場合、当社が新製品を発売しても期待通りの収益をあげることができない可能性があります。

2. 経営上の重要な契約等

当社のビジネス展開上、重要と思われる契約の内容については、「5 経営上の重要な契約等」に記載の通りであります。なお、当社は、これらの契約に関して、いずれも当社事業の根幹に関わる重要な契約であると認識しております。したがって、当該契約の破棄が行われた場合、または当社にとって不利な契約改定が行われた場合及び契約期間満了後に契約が継続されない場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

3. 当社の組織体制について

(1) 人材の確保について

当社の競争力の核は研究開発力にあるため、専門性の高い研究者の確保が不可欠であります。また、事業拡大を支えるために、営業、製造、内部管理等の人材も充実させる必要があります。当社は、優秀な人材の確保、及び社内人材の教育に努めていきますが、人材の確保及び社内人材の教育が計画通りに進まない場合には、当社の業務に支障をきたすおそれがあります。

(2) 小規模組織であることについて

当社は平成20年3月31日現在で、取締役6名、監査役3名、従業員35名の小規模組織であります。

当社は、業務遂行体制の充実に努めてまいりますが、小規模組織であり、限りある人的資源に依存しているために、社員に業務遂行上の支障が生じた場合、あるいは社員が社外流出した場合には、当社の業務に支障をきたすおそれがあります。

一方、急激な規模拡大は、固定費の増加につながり、当社の業績に影響を与えるおそれがあります。

(3) 特定人物への依存について

当社の事業の推進者は、代表取締役社長CEOである中富一郎であります。中富は当社の経営戦略の決定、研究開発、事業開発及び管理業務の推進において、当社の最高責任者として大きな影響力を有しております。このため当社は中富に過度に依存しない体制を構築すべく、経営組織の強化を図っておりますが、当面の間は中富への依存度が高い状態で推移すると見込まれるため、そのような状態の中で中富が何らかの理由により当社の業務を継続することが困難になった場合には、当社の事業戦略や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(4) サイエнтиフィック・アドバイザーについて

当社は以下の社外の研究者とサイエнтиフィック・アドバイザー契約を締結しており、最先端の研究成果を当社の研究開発に生かせる体制を整えております。

サイエнтиフィック・アドバイザー契約は単年度ごとの契約になっておりますため、何らかの理由で契約の更新ができなかった場合等、契約を継続できなくなった場合には、当社の研究開発に影響を及ぼす可能性があります。

所属	職位・氏名（関与分野）
東京大学大学院工学系研究科	教授・片岡 一則（新規事業関連）
筑波大学学際物質科学研究センター	教授・長崎 幸夫（新規ポリマー関連）

4. 知的財産権について

(1) 当社の特許戦略

当社は、特許によって他社に対して優位性をもち、他方、他社の権利を尊重しつつ自社の権利行使を推し進めません。

当社が現状展開している5つのパイプライン及び2つのパイプライン候補は、当社が保有又は当社が他者からライセンスインをしている特許権若しくは特許出願を基礎とするものです。平成20年5月31日現在で、当社が保有又は他者からライセンスインをしている特許権及び特許出願は全部で31種類あります。これらの特許は医薬品市場の大きい米国、ヨーロッパ、日本を中心に出願されております。現在の当社の5つのパイプライン及び2つのパイプライン候補に関する特許権及び特許出願のうち重要なものの一部を下表に記載いたします。

しかしながら、当社が保有及びライセンスインをしている現在出願中の特許が全て成立するとは限りません。また、特許が成立しても、当社の研究開発を超える優れた研究開発により当社の特許に含まれる技術が淘汰される可能性は、常に存在しております。当社の特許権の権利範囲に含まれない優れた技術が開発された場合には、当社の事業戦略や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社の展開するパイプライン及びパイプライン候補のうち、パクリタキセルミセル（NK105）、ナノプラチンⁱⁱ（NC-6004）、ダハプラチン誘導体ミセル（NC-4016）、抗体結合型ミセル（NC-4010）、siRNAミセル（NC-4017）、サイトカインミセル及びpH応答性ミセルに関して、必要な他者所有の特許については、ライセンスインをしております。

さらに、当社の今後の事業展開の中でライセンスインをすることが必要な特許が生じ、そのライセンスインができなかった場合や、多額の実施料の支払いが必要になった場合には、当社の事業戦略や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

< 当社のパイプラインに関連する主な特許の状況 >

パイプライン	発明の名称	所有者	登録状況	備考	
バクリタキセルミセル (NK105)	難水溶性抗癌剤と新規ブロック共重合体を含むミセル調製物	当社 日本化薬株式会社	日本、米国、欧州など7カ国 で審査中 他1カ国で特許査定	-	
	物理吸着型高分子ミセル	独立行政法人科学技術 振興機構	日本、米国、欧州各国など13 カ国で登録	当社はバクリタキセル について本特許の再実 施許諾権付通常実施権 を有しており、日本化 薬株式会社に対して再 実施許諾しています。	
	薬物が封入されたポリマーミセル の製造方法および該ポリマーミセル 組成物	当社	日本、米国、欧州各国など8 カ国で登録または特許査定 他3カ国で審査中	日本化薬株式会社に対 してライセンスアウト をしています	
	薬物含有高分子ミセルの製造方法	当社	日本 登録	外国出願は1件に 統合 欧州各国など7カ 国で登録	日本化薬株式会社に対 してライセンスアウト をしています
	薬物含有高分子ミセルの凍結乾燥 用組成物及びその凍結乾燥製剤	当社	日本 登録	分割出願も含め米 国など3カ国で審 査中	日本化薬株式会社に対 してライセンスアウト をしています
ナノプラチン ⁱⁱ (NC-6004)	シスプラチン内包高分子ミセルお よびその使用	株式会社東京大学TLO	米国、欧州各国など23カ国で 登録 日本で審査中	当社は本特許の再実施 許諾権付きの独占的実 施権及び専用実施権の 許諾を受けておりま す。	
ダハプラチン誘導体ミ セル (NC-4016)	ジアミノシクロヘキサン白金 (II)とポリ(カルボン酸)セグ メント含有ブロック共重合体との 配位錯体、その抗腫瘍剤	株式会社東京大学TLO	日本で登録 米国、欧州各国など7カ国で 審査中	当社は本特許の再実施 許諾権付きの独占的実 施権及び専用実施権の 許諾を受けておりま す。	
	白金錯体のポリマー化配位化合物 の製造方法	当社 国立大学法人東京大学	PCT出願中	-	
抗体結合型ミセル (NC-4010)	pH応答性高分子ミセルの調製に用 いる新規ブロック共重合体及びそ の製造法	国立大学法人東京大学	PCT出願中	当社は本特許の再実施 許諾権付きの独占的実 施権の許諾を受けてお ります。	
	薬剤複合体用ブロック共重合体及 び医薬組成物	当社	PCT出願中	-	
siRNAミセル (NC-4017)	静電結合型高分子ミセル薬物担体 とその薬剤	株式会社東京大学TLO	日本、欧州各国など8カ国で 登録 米国など4カ国で審査中	当社は本特許の再実施 許諾権付きの独占的実 施権の許諾を受けてお ります。	
	核酸用ミセル	国立大学法人東京大学	日本で出願中 PCT出願予定	当社は、本特許の実施 許諾権を有する株式会 社東京大学TLOから再 実施許諾権付きの独占 的実施権の許諾を受け ております。	

(注1) 株式会社東京大学TLO及び国立大学法人東京大学から専用実施権の許諾を受けた上記各特許については、契約により許諾は受けておりますが、現時点で設定登録はされておられません。今後、各特許権の設定登録の状況及び事業の進捗状況等に鑑みて順次設定登録を行う予定です。

(注2) 特許査定を受けたものは登録料の納付により正式に登録されることとなり、特許査定を受けたものは全て登録準備中の段階にあるものとなります。

< 当社のパイプライン候補に関連する主な特許の状況 >

パイプライン候補	発明の名称	所有者	登録状況	備考
サイトカインミセル	静電結合型高分子ミセル薬物担体とその薬剤	株式会社東京大学TLO	日本、欧州各国など8カ国で登録 米国など4カ国で審査中	当社は本特許の再実施許諾権付きの独占的実施権の許諾を受けております。
	生理活性ペプチドまたはタンパク質内包高分子ポリマーミセルおよびその製造方法	当社	PCT出願中	-
pH応答性ミセル	pH応答性高分子ミセルの調製に用いる新規ブロック共重合体及びその製造法	国立大学法人東京大学	PCT出願中	当社は本特許の再実施許諾権付きの独占的実施権の許諾を受けております。
	薬剤複合体用ブロック共重合体及び医薬組成物	当社	PCT出願中	-

(2) 知的財産権に関する訴訟、クレームについて

平成20年3月31日現在において、当社の開発に関連した特許権等の知的財産権について、第三者との間で訴訟やクレームが発生したという事実はありません。

なお、他者が当社と同様の研究開発を行っていないという保証はなく、今後も当社が他者の特許に抵触するような問題が発生しないという保証はありません。

当社としては、このような問題を未然に防止するため、事業展開にあたっては当社及び特許事務所を通じた特許調査を実施しており、当社技術が他者の特許に抵触しているという事実は認識しておりません。しかし、当社のような研究開発型企業にとって、このような知的財産権の侵害に関する問題の発生を完全に回避することは困難であり、第三者との間で特許権に関する紛争が生じた場合には、当社の事業戦略や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

5. 製造物責任のリスクについて

医薬品の開発及び製造には、製造物責任のリスクが内在しています。将来、開発したいずれかの医薬品が健康障害を引き起こし、または臨床試験、製造、営業もしくは販売において不適当な点が発見された場合、当社は製造物責任を負うこととなり、当社の業務及び財務状況に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。また、たとえ当社に対する損害賠償の請求が認められなかったとしても、製造物責任請求が与えるネガティブなイメージにより、当社及び当社の医薬品に対する信頼に悪影響が生じ、当社の事業に影響を与える可能性があります。

6. 薬事法による規制について

当社は、現在医薬品の研究開発を行っておりますが、今後研究開発の成果に基づき医薬品の製造を行うことを目指しています。この場合、日本においては、薬事法その他の関連法規の規制を受けることとなります。この法律は、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具の品質、有効性及び安全性の確保を目的としており、これらの製造販売には個別の商品ごとに所轄官公庁の承認または許可が必要となります。その主な内容は、以下の通りであります。今後、開発の進捗に伴い、適宜承認・許可を取得する必要があります。また、国外においても各国で類似の法律や関連法規の規制を受けることとなります。

許認可の種類	許認可者	関連する法規	許認可の有効期限
医薬品の製造販売承認	厚生労働大臣	薬事法第14条	-
第一種医薬品製造販売業許可	厚生労働大臣	薬事法第12条	5年

7. 主要な事業活動の前提となる事項について

(1) 主要なパイプラインに係るライセンス契約

1) 大学等からの知的財産権のライセンスインについて

当社は、大学発の研究成果（シーズ）を医薬品として実用化するために、積極的に大学及び研究機関から知的財産権のライセンスインを行っており、特に主要なパイプラインに係る下記のライセンス契約に関しては、いずれも当事業の根幹に関わる重要な契約であると認識しております。

現時点では、下記契約の継続に支障をきたす要因は発生しておりませんが、当該契約の継続に支障をきたす要因が発生した場合、あるいは当社にとって不利な契約改定が行われた場合及び契約期間満了後に契約が継続されない場合は、当社の開発計画及び業績等に重大な影響を及ぼす可能性があります。

契約書名	契約会社名 (契約締結日)	契約内容
実施許諾契約書	株式会社東京大学TLO (平成13年1月26日)	後述の「5 経営上の重要な契約等 (3) 技術導入契約 実施許諾契約書」をご参照ください。
新技術開発あっせん契約書	独立行政法人科学技術振興機構 (平成18年8月8日)	後述の「5 経営上の重要な契約等 (3) 技術導入契約 新技術開発あっせん契約書」をご参照ください。
実施許諾契約書	株式会社東京大学TLO (平成16年5月19日)	後述の「5 経営上の重要な契約等 (3) 技術導入契約 実施許諾契約書及び覚書」をご参照ください。
覚書	国立大学法人東京大学及び株式会社東京大学TLO 平成18年3月31日)	

2) 提携先へのライセンスアウトについて

当社は、医薬開発品上市前の研究開発費の負担を軽減し、当社の財務面のリスクの極小化を図るため、自社開発 共同研究 ライセンスアウトの3パターンのビジネスモデルで研究開発を進めており、既にライセンスアウトしている2パイプライン(パクリタキセルミセル(NK105)、ダハプラチン誘導体ミセル(NC-4016))があります。ライセンスアウトに係る下記のライセンス契約に関しては、いずれも当社事業の根幹に関わる重要な契約であると認識しております。

現時点では、下記契約の継続に支障をきたす要因は発生しておりませんが、当該契約の継続に支障をきたす要因が発生した場合、あるいは当社にとって不利な契約改定が行われた場合及び契約期間満了後に契約が継続されない場合は、当社の開発計画及び業績等に重大な影響を及ぼす可能性があります。

契約書名	契約会社名 (契約締結日)	契約内容
実施許諾基本契約	日本化薬株式会社 (平成14年6月12日)	後述の「5 経営上の重要な契約等 (1) 技術導出契約 実施許諾基本契約」をご参照ください。
契約書	日本化薬株式会社 (平成18年11月22日)	後述の「5 経営上の重要な契約等 (1) 技術導出契約 契約書」をご参照ください。
LICENSE AND SUPPLY AGREEMENT	Debiopharm S.A. (平成19年10月15日)	後述の「5 経営上の重要な契約等 (1) 技術導出契約 LICENSE AND SUPPLY AGREEMENT」をご参照ください。

8. 配当政策について

当社は創業以降、当期純損失を計上しており、利益配当は実施しておりません。

当社の医薬品事業については引き続き研究開発活動を実施していく必要があるため、研究開発活動の継続的な実施に備えた資金の確保を優先する方針です。株主への利益還元については重要な経営課題と認識しておりますが、利益計上された段階において経営成績及び財政状態を勘案しつつ利益配当についての方針を検討する所存であります。

9. 新株引受権及び新株予約権の付与(ストックオプション)制度について

当社はストックオプション制度を採用しております。当社の新株引受権及び新株予約権の概要は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載の通りであります。

これらの新株予約権等が全て行使された場合の潜在株式数は、平成20年3月31日現在で合計18,240株となり、この潜在株式数と当社の発行済株式数とを合計した株式数に対し12.9%を占めており、これらの新株予約権等の行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。

当社は、今後も優秀な人材確保のために、同様のインセンティブプランを継続して実施していくことを検討しております。従いまして、今後付与される新株予約権の行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。

また、新たなストックオプションについては費用計上が義務付けられるため、今後のストックオプションの付与により、当社の業績に影響を与える可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

(1) 技術導出契約

実施許諾基本契約

契約会社名 (契約締結日)	契約期間	主な契約内容
日本化薬株式会社 (平成14年6月12日)	平成14年3月31日から、 日本化薬株式会社がバク リタキセル含有ポリマー ミセル(以下「本ミセ ル」という。)又は本ミ セル化成分を含有する医 薬品製剤(以下「本医薬 品製剤」という。)の研 究、開発、製造または販売 を行っている間。	当社は、日本化薬株式会社に対し、日本及びアジアにおい て、本ミセル及び本医薬品製剤を研究、開発、製造、使用及 び販売する独占的実施権(再実施許諾権付)を日本化薬 株式会社に許諾し、その他の地域において、本医薬品製剤 を販売する非独占的実施権を許諾する。 本ミセル及び本医薬品製剤の開発は日本化薬株式会社が実 施し、当社は同社より、契約一時金及び開発ステージに応 じたマイルストーン(総額550百万円)の支払いを受ける。 製品の上市後、日本化薬株式会社は、当社に対し、原則と して正味販売高の2.0%をロイヤリティとして支払う。ロイヤ リティは、当社の工業所有権のすべてが消滅した時、又は 本医薬品製剤を最初に上市した日から10年のいずれか遅 い日まで支払われる。

契約書

契約会社名 (契約締結日)	契約期間	主な契約内容
日本化薬株式会社 (平成18年11月22日)	平成18年11月22日から、 上記の実施許諾基本契 約の終了日まで。	当社は日本化薬株式会社に対し、後述の(3)技術導入契約 新技術開発あっせん契約により、独立行政法人科学技 術振興機構(以下「JST」という。)から実施許諾を受け た特許について、非独占的な再実施権を許諾する。 当社がJSTに支払う契約一時金は、当社と日本化薬株式会 社が均等に負担する。 日本化薬株式会社は、当社に対し、当該再実施許諾の対価と して、対象特許の存続期間中、同社との平成14年6月12日 付け実施許諾基本契約に従って支払われるロイヤリティ に、同社の正味販売高の2.5%を加算して支払う。

LICENSE AND SUPPLY AGREEMENT

契約会社名 (契約締結日)	契約期間	主な契約内容
Debiopharm S.A. (平成19年10月15日)	MediCelle システムを用 いたダハプラチン誘導体 ミセル(以下、「本製 剤」という)の上市から 10年間、または当社保有 の特許が消滅するまでの いずれか遅い時期。	当社は、Debiopharm S.A.に対し、本製剤に関する当社の技術 及びDebiopharm S.A.との共同開発の成果等について、日本 を除く全世界における独占的な実施権(製造権を除く) を許諾する。 当社は、Debiopharm S.A.に対し、本製剤の開発中及び上市 後、本製剤を独占的に販売する。 当社はDebiopharm S.A.より、実施許諾の対価として、契約一 時金及び開発ステージに応じたマイルストーン(総額 14百万US\$)の支払いを受ける。 本製剤の上市後、当社はDebiopharm S.A.より本製剤の正味 売上高の最大5%(Debiopharm S.A.が第三者に実施許諾 する場合は、そのロイヤリティ収入の最大15%)のロイヤ リティの支払いを受ける。 Debiopharm S.A.のデータを使用して当社が日本で本製剤を 開発、登録、上市する場合、当社はDebiopharm S.A.に対し、 Debiopharm S.A.がデータを取得するのに要した費用(臨 床試験及び非臨床試験等)の一定割合を、本製剤につい ての製造販売承認を取得時点で負担する。

(注) 平成17年3月31日付でダハプラチン誘導体ミセルの製剤化検討にかかるRESEARCH COLLABORATION AND OPTION

AGREEMENT及びADDENDUM TO RESEARCH COLLABORATION AND OPTION AGREEMENTを締結していましたが、平成19年6月8日付で当該契約に基づくオプション権を行使して上記ライセンス契約を締結するに至っています。

(2) 共同研究契約

共同研究契約書

契約会社名 (契約締結日)	契約期間	主な契約内容
株式会社東京大学TLO (平成17年7月1日)	平成17年7月1日から、 平成25年3月31日まで。 但し研究開発期間は平成 19年3月20日まで。	株式会社東京大学TLOと当社は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構における平成17年度大学発事業創出実用化研究開発事業「各種固形がんを治療するための有用性の高い創薬の開発」を遂行することを目的とし、共同研究を行う。 当社は研究開発費の一部を負担する。 共同研究により産業財産権等が生じた時は、株式会社東京大学TLOに帰属するが、株式会社東京大学TLOは、当社又は当社が指定する事業者に対し、専用実施権又は独占的通常実施権を設定する。

(注) 本契約における研究開発期間は平成19年3月20日までとなっておりますが、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構における平成19年度大学発事業創出実用化研究開発事業にも同一の研究テーマが採択されたため、平成19年4月1日に、再度、株式会社東京大学TLOと共同研究契約を締結して、研究開発期間を平成20年3月20日までとしております。

共同研究契約書

契約会社名 (契約締結日)	契約期間	主な契約内容
キリンビール株式会社 (現：キリンファーマ株式会社) (平成18年6月12日)	平成18年6月12日から、 4年経過した日、または 開発契約が締結される日 までのいずれか遅く到来 する時点。	キリンファーマ株式会社のヒト抗体と当社の製剤技術を活用して、新規ターゲット療法剤(以下、「本製剤」という。)の共同研究を実施する。 共同研究終了後、本製剤を商業的に製造販売するために必要な開発を実施することに両者が合意した場合には、別途、開発契約を締結し、共同、またはどちらか一方による単独で開発を実施する。共同開発またはキリンファーマ株式会社が単独で実施する場合は当社が優先的に製造を受託するが、価格、供給量、規格等がキリンファーマ株式会社の要求に合致しない場合、キリンファーマ株式会社は自社製造または第三者に製造委託することができる。 キリンファーマ株式会社は、当社の研究実施によって発生した費用の一定割合を負担する。

(3) 技術導入契約

実施許諾契約書

契約会社名 (契約締結日)	契約期間	主な契約内容
株式会社先端科学技術イ ンキュベーションセン ター(現：株式会社東京 大学TLO) (平成13年1月26日)	平成13年1月26日から、 対象特許が消滅するま で。	株式会社東京大学TLOは、株式会社東京大学TLOが所有する特許「シスプラチン内包高分子ミセル」について、日本国内及び当社が希望する外国において、シスプラチン内包ミセル等を開発、製造、販売することができる再実施許諾権付きの独占実施権及び専用実施権を当社に許諾する。 当社は、実施権の対価として、一時金1百万円及び当社が実施した場合は当社の正味販売額に1%の料率を乗じた実施料を、当社が再実施許諾した場合は再実施権者の正味販売額に1%を乗じた実施料を株式会社東京大学TLOに支払う。 株式会社東京大学TLO又は当社は60日間の予告期間において相手方に文書により通知した上、双方合意すれば契約の全部又は一部を解約又は変更することができる。

(注) 契約により専用実施権の許諾は受けておりますが、設定登録はされておられません。

新技術開発あっせん契約書

契約会社名 (契約締結日)	契約期間	主な契約内容
独立行政法人科学技術振興機構(以下「JST」という。) (平成18年8月8日)	平成18年8月8日から、対象特許が効力を失う日まで。	JSTは、当社に対し、JSTが所有する「物理吸着型高分子ミセル医薬」に関する特許及び特許出願(日本、豪州、米国、カナダ、欧州、韓国)について、パクリタキセルを内包した高分子ブロックコポリマーによるミセル化製剤の研究開発、製造及び販売を行うための再実施権付通常実施権(外国出願については再実施権付実施権)を当社に許諾する。 当社は、実施許諾の対価として、契約一時金1百万円、及びランニングロイヤリティとして、製剤の正味販売高の最大2.0%をJSTに支払う。 JSTは当社以外の者に上記範囲における実施を許諾しないものとする(当社に対して上記範囲の優先実施を許諾する)。但し、JSTが公共の利益等のために当社以外の者に通常実施権等を許諾することが特に必要であると判断した場合は、当社に対する優先実施を解除することができる。 また、平成23年12月31日までに実施許諾対象製品を上市しない場合、JSTは当社に対する優先実施を解除することができる。

実施許諾契約書及び覚書

契約会社名 (契約締結日)	契約期間	主な契約内容
株式会社東京大学TLO (平成16年5月19日) (注1)	平成16年5月19日から、対象特許が効力を失う日まで。	株式会社東京大学TLOは、株式会社東京大学TLOの所有する特許「ジアミノシクロヘキサン白金(II)とポリ(カルボン酸)セグメント含有ブロック共重合体との配位錯体、その抗腫瘍剤」について、日本国内及び当社が希望する外国において、ダハプラチン内包ミセル等を開発、製造、販売及び使用することができる再実施許諾権付きの独占実施権及び専用実施権を当社に許諾する。 当社は契約一時金として1.5百万円を株式会社東京大学TLOに支払う。 株式会社東京大学TLO又は当社は60日間の予告期間を置いて相手方に文書により通知した上、双方合意すれば契約の全部又は一部を解約又は変更することができる。
国立大学法人東京大学及び株式会社東京大学TLO (平成18年3月31日) (注2)	平成16年5月19日から対象特許が効力を失う日まで。	当社は、実施権の対価として、当社が実施した場合は当社の正味販売額に1%の料率を乗じた実施料を、当社が再実施許諾した場合は、再実施権者の正味販売額に1%の料率を乗じた額又は当社が再実施権者から得た実施料の20%にあたる額の何れか低い実施料を株式会社東京大学TLOに支払う。

(注1) 契約により専用実施権の許諾は受けておりますが、設定登録はされておられません。

(注2) 本件契約書は、上段の実施許諾契約書の締結後、国立大学法人東京大学と当社の共同出願である「白金錯体のポリマー化配位化合物の製造方法」及び国立大学法人東京大学が所有する関連特許出願1件、合計3件の特許出願をパッケージとした、下段記載の覚書を実施料に関してのみ新たに締結しております。

独占ライセンス契約

契約会社名 (契約締結日)	契約期間	主な契約内容
株式会社東京大学TLO (平成18年7月31日)	平成18年7月31日から、 対象特許が効力を失う日 まで。	<p>株式会社東京大学TLOは、株式会社東京大学TLOの所有する「静電結合型高分子ミセル薬物担体とその薬剤」に関する特許権及び特許出願について、日本、米国、カナダ、欧州、豪州、韓国において再実施許諾権付きの独占実施権を当社に、内包物を限定し許諾する。</p> <p>当社が、専用実施権の登録が認められる許諾国について専用実施権の登録を求め、株式会社東京大学TLOと合意した場合、専用実施権の登録を行うことができる。</p> <p>当社は、実施権の対価として、一時金35.5百万円及び当社の新株予約権10個（普通株式100株分）並びに当社が実施した場合は当社の正味販売額に1%の料率を乗じた実施料を、当社が再実施許諾をした場合は、再実施権者の正味販売額に1%を乗じた実施料を株式会社東京大学TLOに支払う。但し、当社又は再実施権者が最初に販売した日から36ヶ月間は、1.2%を乗じた実施料を支払うものとする。</p> <p>株式会社東京大学TLO及び当社が合意した場合、契約の全部又は一部を解約又は変更することができる。</p>
株式会社東京大学TLO (平成20年4月1日)	平成20年4月1日から、 対象特許及び上記「静電 結合型高分子ミセル薬物 担体とその薬剤」の両方 が効力を失う日まで。	<p>株式会社東京大学TLOは、株式会社東京大学TLOが実施許諾権を有する「核酸用ミセル」に関して、日本国及び当社が希望する国における再実施許諾権付きの独占実施権を当社に、内包物を限定し許諾する。</p> <p>当社が、専用実施権の登録が認められる許諾国について専用実施権の登録を求め、株式会社東京大学TLOと合意した場合、専用実施権の登録を行うことができる。</p> <p>当社は、契約一時金として1百万円並びに、本件特許を実施した場合の対価として、当社が実施した場合は当社の正味販売額に1%の料率を乗じた実施料を、当社が再実施許諾をした場合は、再実施権者の正味販売額に1%を乗じた実施料を株式会社東京大学TLOに支払う。但し、当社又は再実施権者が最初に販売した日から36ヶ月間は、1.2%を乗じた実施料を支払うものとする。</p> <p>それぞれの許諾地域において、上記の特許権及び特許出願「静電結合型高分子ミセル薬物担体とその薬剤」が有効に存続している場合には、当該特許権及び特許出願の実施料は、本契約の に記載の実施料に含まれるものとする。</p> <p>(注)</p> <p>株式会社東京大学TLO及び当社が合意した場合、契約の全部又は一部を解約又は変更することができる。又、当社が実施権を不要と判断し、契約の終了を希望する日の2ヶ月前までに当該終了を文書で通知した場合は、解約することができる。</p>

(注) 「核酸用ミセル」特許は技術的に「静電結合型高分子ミセル薬物担体とその薬剤」特許に包含されることから、「核酸用ミセル」を実施した場合の実施料は「静電結合型高分子ミセル薬物担体とその薬剤」の実施料とパッケージで支払われます。

独占ライセンス契約

契約会社名 (契約締結日)	契約期間	主な契約内容
国立大学法人東京大学及び株式会社東京大学TLO (平成19年2月15日)	平成19年2月15日から、 対象特許が効力を失う日 まで。	<p>国立大学法人東京大学は、国立大学法人東京大学の所有する特許「pH応答性高分子ミセルの調製に用いる新規ブロック共重合体及びその製造法」について、日本国内及び当社が希望する外国において再実施許諾権付きの独占実施権を当社に許諾する。</p> <p>当社が、専用実施権の登録が認められる許諾国について専用実施権の登録を求め、国立大学法人東京大学と合意した場合、専用実施権の登録を行うことができる。</p> <p>当社は、実施権の対価として、一時金3百万円及び正味販売額に1%の料率を乗じた実施料、当社が再実施許諾をした場合は、再実施権者の正味販売額に1%を乗じた実施料を国立大学法人東京大学に支払う。</p> <p>国立大学法人東京大学、株式会社東京大学TLO及び当社が別途合意した場合又は当社が実施権を不要と判断し契約の終了を希望する日の2ヶ月前までに当該終了を文書で通知した場合は、契約の全部又は一部を解約又は変更することができる。</p>

(4) 供給契約

供給契約書

契約会社名 (契約締結日)	契約期間	主な契約内容
日本油脂株式会社(現： 日油株式会社) (平成15年12月15日)	平成15年12月15日から10 年間。	当社及び当社の提携先が、ミセル化ナノ粒子を利用した新規医薬品の研究・開発・製剤の商業的製造のために必要とするポリマーを、同社が当社に独占的に製造供給する。

6【研究開発活動】

当社における研究開発は、当社の研究部及び臨床開発部を中心に実施しております。当事業年度末現在で、研究開発スタッフは、25名にのぼり、これは総従業員の71.4%に当たります。

当社は当事業年度において、以下のような研究開発活動を実施しており、当事業年度において研究開発費の総額は329,863千円、売上高比率の125.6%を占めております。

(1) 当社の研究開発活動の概要

「第1 企業の概況 3 事業の内容」に記載の通り、当社の主たる事業目的は、日本発のナノテクノロジーに基づくミセル化ナノ粒子をコア技術として、主になん領域において新しい医薬品を生み出し、社会に提供することです。前述の通り当社の研究開発活動は当社の研究部及び臨床開発部を中心に実施しておりますが、共同研究契約を締結している場合は締結先との共同研究により実施しております。

(2) サイエнтиフィック・アドバイザーについて

当社は社外の研究者とサイエнтиフィック・アドバイザー契約を締結しており、最先端の研究成果を当社の研究開発に生かせる体制を整えております。契約の状況については、「4 事業等のリスク 3 当社の組織体制について(4) サイエнтиフィック・アドバイザーについて」に記載のとおりであります。

(3) 当社の開発品目ごとの研究開発状況について

<パイプライン>

プロダクト	対象疾患	臨床試験実施地域	開発段階	
			ステージ	状況
パクリタキセルミセル (NK105) (注1)	胃がん	国内	第 相臨床試験	<ul style="list-style-type: none"> ・日本化薬株式会社にライセンスアウト ・平成16年5月より第 相臨床試験開始 ・平成18年6月第 相臨床試験終了 ・副作用を軽減するための前投薬なしで実施 ・平成19年11月より第 相臨床試験開始
ナノプラチン ^{fi} (NC-6004)	がん (注3)	英国	第 I 相臨床試験	<ul style="list-style-type: none"> ・自社開発 ・非臨床試験を平成16年11月より開始 ・平成18年5月より第 相臨床試験開始
ダハプラチン誘導体ミセル (NC-4016) (注2)	がん (注3)	欧州 (予定)	非臨床試験	<ul style="list-style-type: none"> ・Debiopharm S.A.にライセンスアウト ・平成19年8月より非臨床試験開始
抗体結合型ミセル (NC-4010)	がん (注3)	-	基礎研究	<ul style="list-style-type: none"> ・キリンファーマ株式会社と共同研究中
siRNAミセル (NC-4017)	がん (注3)	-	基礎研究	<ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人東京大学と共同研究中

(注1) NK105は日本化薬株式会社における開発コードです。

(注2) NC-4016は当社の開発コードであり、Debiopharm S.A.における開発コードはDebio 0507です。

(注3) ナノプラチン^{fi}(NC-6004)、ダハプラチン誘導体ミセル(NC-4016)、抗体結合型ミセル(NC-4010)、siRNAミセル(NC-4017)につきましては、対象疾患はがんを想定しておりますが、現時点で特定のがん種を絞り込んでおらず、今後の研究開発が進捗し、第 相臨床試験を開始する時点で、特定のがん種を決定する予定です。

<パイプライン候補>

プロダクト	対象疾患	臨床試験 実施地域	開発段階	
			ステージ	状況
サイトカインミセル (注1)	未定 (注3)	-	基礎研究	・一連のサイトカイン化合物につき自社にて 評価検討中
pH応答性ミセル(注2)	がん (注4)	-	基礎研究	・自社にて基礎研究中

(注1) サイトカインミセルは、自社研究の段階にあり、その概要は以下の通りです。

タンパク質の一種であるインターロイキンや成長因子などのサイトカインも血中での安定化が要求される医薬品です。血中での安定化を図り、薬効の持続化や病変部位へのターゲティングにより薬効を高め、副作用を低減することを目的としています。ミセル化ナノ粒子の大きさや薬物の放出速度を変化させることで用途に応じた薬効が期待されます。造血因子やがん、肝炎などの治療薬への応用が可能と考えております。薬効で既に実績のあるサイトカインを中心に研究開発を進めますが、今後、新たな生理活性を有するサイトカインも視野に入れていきます。なお、当パイプライン候補については、研究段階であり、現在まで収益は発生しておりません。

(注2) pH応答性ミセルは、自社研究の段階にあり、その概要は以下の通りとなります。

細胞内外のpH変化に应答して薬物を効果的に放出するシステムを開発しています。細胞内にミセルが取り込まれる場合、エンドソームと呼ばれる細胞膜が陥没して形成される小胞にミセルが取り込まれ細胞内へ移行する経路をとることが考えられています。エンドソーム内のpHは酸性であることが知られており、このpHの低下により薬物とブロックポリマーの結合が外れて、封入されていた薬物が放出されるもので、時限的かつ急激に薬物を放出する効果が期待されます。抗がん剤を中心に開発に向け研究を進めています。なお、当パイプライン候補については、研究段階であり、現在まで収益は発生しておりません。

(注3) サイトカインミセルにつきましては、ミセル化ナノ粒子へ封じ込めるサイトカインの種類により対象疾患は変わりますので現時点では決定しておりません。

(注4) pH応答性ミセルにつきましては、対象疾患はがんを想定しておりますが、現時点で特定のがん種を絞り込んでおらず、今後の研究開発が進捗し、第 相臨床試験を開始する時点で、特定のがん種を決定する予定です。

7【財政状態及び経営成績の分析】

第12期事業年度の財政状態及び経営成績の分析は、以下のとおりであります。

なお、本項に記載した予想、見込み、見通し、方針などの将来に関する事項は本書提出日（平成20年6月27日）現在において判断したものであり、リスクや不確実性を含んでいます。将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますのでご留意ください。

(1) 財政状態

（流動資産）

当事業年度末における流動資産の残高は1,955,000千円（前事業年度末は1,906,499千円）となり、48,501千円増加しました。これは主に当事業年度末の仕掛品残高が61,597円増加したこと等によるものであります。

（固定資産）

当事業年度末における固定資産の残高は89,217千円（前事業年度末は85,445千円）となり、3,772千円増加しました。これは主に自社研究用機械装置の購入等により、有形固定資産が8,308千円増加したこと等によるものであります。

（流動負債）

当事業年度末における流動負債の残高は136,438千円（前事業年度末は233,213千円）となり、96,774千円減少しました。これは主に、独立行政法人医薬基盤研究所からの収入の相殺による預り金の減少94,280千円等によるものであります。

（純資産）

当事業年度末における純資産の部の残高は1,907,779千円（前事業年度末の資本の部合計は1,758,731千円）となり、149,047千円増加しました。

これは主に、平成20年3月に実施した公募増資及び第三者割当増資による資本金及び資本剰余金の増加額643,080千円が、当期純損失の計上による利益剰余金の減少額494,032千円を上回ったことによるものです。

(2) キャッシュ・フロー

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）は、前事業年度末に比べ36,301千円増加し、1,754,627千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローは次の通りであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、税引前当期純損失491,612千円、受託製造にかかる仕掛品の発生によるたな卸資産の増加額78,295千円、独立行政法人医薬基盤研究所からの補助金収入の相殺による預り金の減少額94,280千円等の資金減少要因が、前事業年度に前払費用として計上されていた外注費の臨床開発推進による減少57,627千円、減価償却費14,833千円等の資金増加要因を上回り、588,172千円の減少（前年同期は663,009千円の減少）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、主に自社研究推進のための研究用機器の取得による有形固定資産14,205千円等を計上したことにより、18,605千円の減少（前年同期は61,816千円の減少）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、期中に行った公募増資及び第三者割当増資により、新株式発行収入を計上したことにより、643,080千円の増加となりました。

(3) 経営成績

当事業年度における経営成績については、「1 業績等の概要 (1) 業績」をご参照ください。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社は、特に以下における事項が財務諸表作成において、特に重要な影響を及ぼすと考えております。

提携による収益について

当社が現在提携する製薬企業等との実施許諾契約及び共同研究契約においては、契約一時金、研究開発協力金、研究・開発の進捗に応じたマイルストーン及び医薬品上市後の売上等に応じたロイヤリティ等といった対価を受け入れる契約形態が採用されております。これは、当社単独での医薬品開発には多大な研究開発費が必要であり、かつリスクも高いことから、研究開発費及びリスクを提携先と共同で負担することにより当社の負担を軽減することを目的としており、今後締結する契約においても同様の形態を想定しています。

当社が現在実施許諾契約及び共同研究契約を締結する相手先からは、各相手先との契約に基づき、既に契約一時金、研究開発協力金及びマイルストーンの一部について収益として受け入れています。

研究開発費について

「第1 企業の概況 3 事業の内容」に記載の通り、当社の主たる事業目的は、ナノテクノロジーに基づく日本発のミセル化ナノ粒子をコア技術として、主にがん領域において新しい医薬品を生み出し、社会に提供することであり、当社の研究開発活動は研究部及び臨床開発部を中心に実施しております。

前事業年度における研究開発費の総額は441,641千円と、売上高比率の427.0%を占め、また、当事業年度における研究開発費の総額は329,863千円と、売上高比率の125.6%を占めており、今後も高水準の研究開発費が発生するものと予測しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度において実施しました設備投資の総額は14,205千円であり、この内訳は主に本社研究所の医薬品製造機器の設置等によるものです。

2【主要な設備の状況】

平成20年3月31日現在

事業所名 (所在地)	事業部門	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物附属設備	機械装置	土地 (面積㎡)	その他	合計	
本社研究所 (千葉県柏市)	研究部	研究開発施設	1,098	24,923	- (-)	1,129	27,151	23
東京オフィス (東京都中央区)	管理部他	事務処理施設	1,890	-	- (-)	3,248	5,138	12

(注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具備品であります。なお、金額には消費税等は含まれておりません。

2 帳簿価額には、建設仮勘定の金額を含んでおりません。

3 現在休止中の設備はありません。

4 本社研究所及び東京オフィスは賃借物件で、その概要は次のとおりです。

(事業所名)	(所在地)	年間賃借料	(床面積)	(賃借先)
本社研究所	千葉県柏市	17,820千円	550.00㎡	独立行政法人中小企業基盤整備機構
東京オフィス	東京都中央区	14,785千円	227.77㎡	株式会社山縣製作所

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	241,732
計	241,732

(注)平成20年6月26日開催の定時株主総会において定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は同日より250,120株増加し、491,852株となっております。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成20年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成20年6月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	122,963	122,963	東京証券取引所 (マザーズ)	(注)
計	122,963	122,963	-	-

(注)完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法等改正整備法第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる新株引受権付社債

銘柄 (発行年月日)	事業年度末現在 (平成20年3月31日)			提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)		
	新株引受権 の残高 (千円)	発行価格 (円)	資本組入額 (円)	新株引受権 の残高 (千円)	発行価格 (円)	資本組入額 (円)
第3回無担保新株引受権付社債 (平成14年2月4日発行)	50	41,018	20,509	50	41,018	20,509

旧商法第280条ノ19及び新事業創出促進法第11条の5第2項の規定に基づく新株引受権

(平成14年1月17日臨時株主総会決議)

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,460	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000	同左
新株予約権の行使期間	平成16年2月1日から 平成23年11月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役、監査 役、従業員又は認定支援 者の地位を失った場合は 原則として権利行使不能	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の 設定の禁止	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 上記のほか、細目については臨時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役、従業員又は認定支援者との間で締結する「新株引受権割当契約書」に定めております。

2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

(平成15年1月21日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	19	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	190	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000	同左
新株予約権の行使期間	平成16年10月26日から 平成24年10月25日まで	同左

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役、監査役、従業員又は社外協力者の地位を失った場合は原則として権利行使不能	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役、従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(平成15年8月1日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	27	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	270	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000	同左
新株予約権の行使期間	平成16年10月26日から 平成24年10月25日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役、監査役、従業員又は社外協力者の地位を失った場合は原則として権利行使不能	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役、従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(平成15年10月6日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	10	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000	同左
新株予約権の行使期間	平成16年10月26日から 平成24年10月25日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役、監査 役、従業員又は社外協力 者の地位を失った場合は 原則として権利行使不能	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の 設定の禁止	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役、従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(平成16年2月12日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	30	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	300	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	47,015.4	同左
新株予約権の行使期間	平成18年1月15日から 平成26年1月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 47,105.4 資本組入額 23,507.7	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役、監査 役、従業員又は社外協力 者の地位を失った場合は 原則として権利行使不能	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の 設定の禁止	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役、従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(平成16年5月28日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	134	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,340	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	47,015.4	同左
新株予約権の行使期間	平成18年1月15日から 平成26年1月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 47,015.4 資本組入額 23,507.7	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役、監査役、従業員又は社外協力者の地位を失った場合は原則として権利行使不能	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役、従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(平成16年7月26日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	725	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,250	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	47,015.4	同左
新株予約権の行使期間	平成18年1月15日から 平成26年1月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 47,015.4 資本組入額 23,507.7	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役、監査役、従業員又は社外協力者の地位を失った場合は原則として権利行使不能	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役、従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(平成16年12月13日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	110	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,100	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	47,015.4	同左
新株予約権の行使期間	平成18年1月15日から 平成26年1月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 47,015.4 資本組入額 23,507.7	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役、監査役、従業員又は社外協力者の地位を失った場合は原則として権利行使不能	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役、従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(平成17年7月19日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	105	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,050	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	47,015.4	同左
新株予約権の行使期間	平成19年6月28日から 平成27年6月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 47,015.4 資本組入額 23,507.7	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役、監査役、従業員又は社外協力者の地位を失った場合は原則として権利行使不能	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

- (注) 1. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役、従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。
2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(平成17年9月20日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	50	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	500	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	47,015.4	同左
新株予約権の行使期間	平成19年6月28日から 平成27年6月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 47,015.4 資本組入額 23,507.7	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役、監査役、従業員又は社外協力者の地位を失った場合は原則として権利行使不能	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

- (注) 1. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役、従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。
2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(平成17年10月17日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	55	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	550	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	47,015.4	同左
新株予約権の行使期間	平成19年6月28日から 平成27年6月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 47,015.4 資本組入額 23,507.7	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役、監査役、従業員又は社外協力者の地位を失った場合は原則として権利行使不能	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止	同左

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役、従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(平成18年2月20日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	5	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	77,700.8	同左
新株予約権の行使期間	平成19年6月28日から 平成27年6月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 77,700.8 資本組入額 38,850.4	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役、監査役、従業員又は社外協力者の地位を失った場合は原則として権利行使不能	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役、従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(平成18年2月20日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	30	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	300	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	77,700.8	同左
新株予約権の行使期間	平成20年2月1日から 平成28年1月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 77,700.8 資本組入額 38,850.4	同左

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役、監査役、従業員又は社外協力者の地位を失った場合は原則として権利行使不能	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役、従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(平成18年6月19日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	25	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	250	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	77,700.8	同左
新株予約権の行使期間	平成20年2月1日から 平成28年1月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 77,700.8 資本組入額 38,850.4	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役、監査役、従業員又は社外協力者の地位を失った場合は原則として権利行使不能	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役、従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(平成19年1月19日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	8	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	80	同左

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	77,700.8	同左
新株予約権の行使期間	平成20年2月1日から 平成28年1月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 77,700.8 資本組入額 38,850.4	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役、監査 役、従業員又は社外協力 者の地位を失った場合は 原則として権利行使不能	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の 設定の禁止	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役、従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権
 (平成19年5月14日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	250	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	250	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	48,176	同左
新株予約権の行使期間	平成21年3月10日から 平成29年3月9日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 48,176 資本組入額 24,088	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が監査役、従業 員又は社外協力者の地位 を失った場合は原則とし て権利行使不能	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の 設定の禁止	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役、従業員又は社外協力者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。

2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価格} = \text{調整前発行価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成16年1月31日 (注)1	2,879	5,483	863,700	1,334,200	863,700	1,314,200
平成18年3月9日 (注)2	49,347	54,830	-	1,334,200	-	1,314,200
平成18年3月20日 (注)3	3,333	58,163	199,980	1,534,180	199,980	1,514,180
平成18年3月28日 (注)4	2,270	60,433	49,625	1,583,805	50,193	1,564,372
平成18年7月5日 (注)5	2,580	63,013	44,750	1,628,555	45,395	1,609,768
平成19年3月29日 (注)6	23,334	86,347	630,018	2,258,573	630,018	2,239,786
平成19年3月30日 (注)7	1,666	88,013	49,980	2,308,553	49,980	2,289,765
平成20年3月4日 (注)8	30,000	118,013	276,000	2,584,553	276,000	2,565,765
平成20年3月25日 (注)9	4,950	122,963	45,540	2,630,093	45,540	2,611,305

(注)1. 有償第三者割当

発行価格 600,000円

資本組入額 300,000円

割当先 野村アール・アンド・エー 二号投資事業有限責任組合 他投資事業組合12名、ベンチャーキャピタル会社5名及び事業会社1名

2. 株式分割(1:10)による増加であります。

3. 有償第三者割当

発行価格 120,000円

資本組入額 60,000円

割当先 アピ株式会社、日本化薬株式会社、DEBIOINNOVATION S.A. 及び
 FULCRUM PHARMA DEVELOPMENTS LIMITED

4. 新株引受権の行使による増加であります。

5. 新株引受権の行使による増加であります。

6. 有償第三者割当

発行価格 54,000円

資本組入額 27,000円

割当先 ラルクCCP15投資事業組合 他投資事業組合18名及びベンチャーキャピタル会社2名並びに事業会社1名

7. 有償第三者割当

発行価格 60,000円

資本組入額 30,000円

割当先 Teikoku Pharma USA,INC.

8. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 20,000円

引受価額 18,400円

資本組入額 9,200円

払込金総額 552,000千円

9. 有償第三者割当

発行価格 18,400円

資本組入額 9,200円

割当先 野村證券株式会社

(5) 【所有者別状況】

平成20年3月31日現在

区分	株式の状況								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	3	5	67	8	5	3,390	3,478	-
所有株式数(株)	-	6,005	433	71,792	8,877	143	35,713	122,963	-
所有株式数の割合(%)	-	4.88	0.35	58.39	7.22	0.12	29.04	100.00	-

(6) 【大株主の状況】

平成20年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
ゴールドマン・サックス・インターナショナル(常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB. U. K (東京都港区六本木六丁目10番1号)	4,732	3.84
中富 一郎	川崎市麻生区	4,670	3.79
三菱UFJキャピタル株式会社	東京都中央区京橋二丁目14番1号	4,440	3.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	4,199	3.41
あおぞらインベストメント一号投資事業有限責任組合	東京都中央区九段南一丁目3番1号	4,000	3.25
ラルクCCP15投資事業組合	東京都中央区日本橋兜町1番10号	4,000	3.25
ジャフコV2共有投資事業有限責任組合(注)1	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	3,500	2.84
野村アール・アンド・エー第二号投資事業有限責任組合	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	3,340	2.71
筑波先端技術投資事業組合(注)1	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	2,800	2.27
ジャフコ・ジー7(エー)号投資事業組合(注)1	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	2,500	2.03
ジャフコ・ジー7(ビー)号投資事業組合(注)1	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	2,500	2.03
投資事業有限責任組合エヌアイエフ日米欧ブリッジファンド(注)2	東京都千代田区九段北一丁目8番10号	2,500	2.03
計	-	43,181	35.12

(注) 1. ジャフコV2共有投資事業有限責任組合、筑波先端技術投資事業組合、ジャフコ・ジー7(エー)号投資事業組合及びジャフコ・ジー7(ビー)号投資事業組合は、株式会社ジャフコが組成する投資事業組合であり、同社及び同社が業務執行組員である任意組合等が保有する当社株式の合計は14,400株(出資比率11.71%)であります。

2. 投資事業有限責任組合エヌアイエフ日米欧ブリッジファンドは、エヌ・アイ・エフSMB Cベンチャーズ株式会社が組成する投資事業組合であり、同社及び同社が業務執行組員または無限責任組員となっている投資事業組合が保有する当社株式の合計は8,560株(出資比率6.96%)であります。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 122,963	122,963	(注)
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	122,963	-	-
総株主の議決権	-	122,963	-

(注) 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度の内容は次のとおりであります。

旧商法第280条ノ19及び新事業創出促進法第11条の5第2項の規定に基づく新株引受権

(平成14年1月17日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成14年1月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 3 従業員 10 認定支援者 5
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

(平成15年1月21日取締役会決議)

決議年月日	平成15年1月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 4
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成15年8月1日取締役会決議)

決議年月日	平成15年8月1日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 1 従業員 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成15年10月6日取締役会決議)

決議年月日	平成15年10月6日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成16年2月12日取締役会決議)

決議年月日	平成16年2月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	社外の協力者 1社
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成16年5月28日取締役会決議)

決議年月日	平成16年5月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成16年7月26日取締役会決議)

決議年月日	平成16年7月26日
-------	------------

付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 4 監査役 2 従業員 20 社外の協力者 7
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成16年12月13日取締役会決議)

決議年月日	平成16年12月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 1 社外の協力者 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成17年7月19日取締役会決議)

決議年月日	平成17年7月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 1 従業員 4
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成17年9月20日取締役会決議)

決議年月日	平成17年9月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 1

新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成17年10月17日取締役会決議)

決議年月日	平成17年10月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	監査役 1 社外の協力者 4
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成18年2月20日取締役会決議)

決議年月日	平成18年2月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	社外の協力者 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成18年2月20日取締役会決議)

決議年月日	平成18年2月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 2 社外の協力者 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上

新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成18年6月19日取締役会決議)

決議年月日	平成18年6月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 1 社外の協力者 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成19年1月19日取締役会決議)

決議年月日	平成19年1月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

会社法第236条、第238条及び第290条の規定に基づく新株予約権

(平成19年5月14日取締役会決議)

決議年月日	平成19年5月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	監査役 1 従業員 2 社外の協力者 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上

新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は創業以降、利益配当は実施しておりません。

当社の医薬品事業については引き続き研究開発活動を実施していく必要があることから、当面は内部留保に努め、利益配当は実施せず、研究開発活動の継続的な実施に備えた資金の確保を優先する方針ですが、株主への利益還元については重要な経営課題と認識しており、経営成績及び財政状態を勘案しつつ利益配当も検討する所存であります。剰余金の配当を行う場合は、年1回期末での配当を考えております。配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は会社法第454条第5項の中間配当を取締役会決議で行うことができる旨、定款に定めております。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
最高(円)	-	-	-	-	32,850
最低(円)	-	-	-	-	20,200

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

なお、平成20年3月5日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成19年10月	11月	12月	平成20年1月	2月	3月
最高(円)	-	-	-	-	-	32,850
最低(円)	-	-	-	-	-	20,200

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

なお、平成20年3月5日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	CEO(最高経営責任者)	中富 一郎	昭和25年12月2日生	昭和53年4月 久光製薬(株)入社 平成3年1月 米国セラテック・インク入社 ビジネス開発担当副社長 平成5年10月 日本セラテック(株)代表取締役社長兼任 平成8年6月 当社代表取締役社長CEO(現任)	(注)3	4,670
取締役	CSO(研究責任者)	加藤 泰己	昭和29年11月24日生	昭和55年4月 協和発酵工業(株)入社 平成5年4月 同社医薬研究所製剤研究所主任研究員 平成13年11月 同社医薬研究所製剤研究所副所長 平成14年7月 同社医薬研究所製剤研究所所長 平成17年1月 同社医薬研究センター部長 平成17年7月 当社取締役CSO(現任)	(注)3	-
取締役	CFO(財務責任者)兼管理部長	西山 達男	昭和25年8月5日生	昭和49年4月 (株)住友銀行(現(株)三井住友銀行)入行 平成2年10月 (株)M&A情報センター専務取締役 平成10年11月 メース・ピアソンジャパン(株)入社 平成13年11月 (株)エスエムティ専務取締役 平成17年10月 当社入社 CFO 平成18年1月 当社取締役CFO(現任) 平成19年8月 当社管理部長(現任)	(注)3	-
取締役	CBO(事業・開発責任者)	花田 博幸	昭和31年9月15日生	昭和55年4月 久光製薬(株)入社 平成5年1月 生化学工業(株)入社 平成16年6月 同社執行役研究開発本部開発部長 平成17年4月 (株)ソーせい開発部門長副社長 平成17年6月 同社取締役副社長兼執行役開発部門長 平成17年7月 アンジェスMG株式会社顧問 平成19年12月 当社顧問 平成20年5月 当社事業開発部長(現任) 平成20年6月 当社取締役CBO(現任)	(注)5	-
取締役		岡野 光夫	昭和24年3月21日生	昭和54年4月 東京女子医科大学医工学研究施設助手 昭和62年11月 東京女子医科大学医工学研究施設助教授 平成6年1月 東京女子医科大学医工学研究施設教授 平成6年1月 米国ユタ大学薬学部アジャクト・プロフェッサー(現任) 平成8年6月 当社取締役(現任) 平成11年4月 東京女子医科大学医工学研究施設施設長 平成13年4月 東京女子医科大学先端生命科学研究所所長・教授(現任) 平成13年5月 (株)セルシード取締役(現任)	(注)3	1,400

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		渡辺 哲夫	昭和2年8月2日生	昭和32年6月 東洋醸造(株)入社 昭和40年4月 米国南カリフォルニア大学医学部アソシエイト・プロフェッサー 昭和41年1月 東洋醸造(株)医薬品研究所企画室長 昭和50年6月 同社取締役研究所所長 昭和61年3月 同社常務取締役海外事業部長 昭和63年10月 同社専務取締役海外事業部長 平成4年4月 旭化成工業(株)専務取締役 平成8年4月 日本セラテック(株)取締役 平成8年6月 (株)そーせい代表取締役 平成8年6月 当社取締役(現任)	(注)3	560
取締役		大橋 彰	昭和18年1月7日生	昭和50年4月 近畿大学医学部助教授 昭和53年9月 スイス バーゼル大学客員教授 昭和59年8月 明治乳業(株)ヘルスサイエンス研究所生科学研究室長 平成10年4月 ファルマシア・アップジョン(株)(現ファイザー(株))研究統括部長兼メディカルディレクター 平成14年4月 同社サイエンスセンター長 平成15年6月 当社取締役(現任) 平成16年10月 ボシュロム・ジャパン株式会社取締役研究開発本部長(現任) 平成17年10月 東北大学先進医工学研究機構客員教授(現任)	(注)3	-
監査役 (常勤)		黒木 三千丈	昭和20年12月8日生	昭和48年4月 佐藤製菓(株)入社 昭和59年8月 小玉(株)入社 平成7年1月 マリオン・メレル・ダウ(株)ライセンス部長 平成8年4月 ヘキスト・マリオン・ルセル(株)ライセンス部長 平成9年4月 当社事業企画部長 平成16年6月 当社監査役(現任)	(注)4	100
監査役		森嶋 正	昭和23年1月23日生	昭和47年4月 アーサーアンダーセン会計事務所入所 昭和63年9月 アーサーアンダーセン・パートナー(現あずさ監査法人)代表社員 平成5年11月 森嶋公認会計士事務所代表(現任) 平成11年10月 当社監査役(現任)	(注)4	100

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役		古田 利雄	昭和37年2月4日生	平成3年4月 弁護士名簿登録(東京弁護士会入会) 平成3年4月 篠崎芳明法律事務所入所 平成5年4月 古田利雄法律事務所(現弁護士法人古田アンドアソシエイツ法律事務所)設立・代表弁護士(現任) 平成18年9月 当社監査役(現任)	(注)4	-
					計	6,830

- (注) 1. 取締役 岡野 光夫、渡辺 哲夫及び大橋 彰は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役 森嶋 正及び古田 利雄は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 平成19年9月18日開催の臨時株主総会終結の時から平成21年3月期に係る定時株主総会終結の時まで
 4. 平成19年9月18日開催の臨時株主総会終結の時から平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時まで
 5. 平成20年6月26日開催の臨時株主総会終結の時から平成22年3月期に係る定時株主総会終結の時まで

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

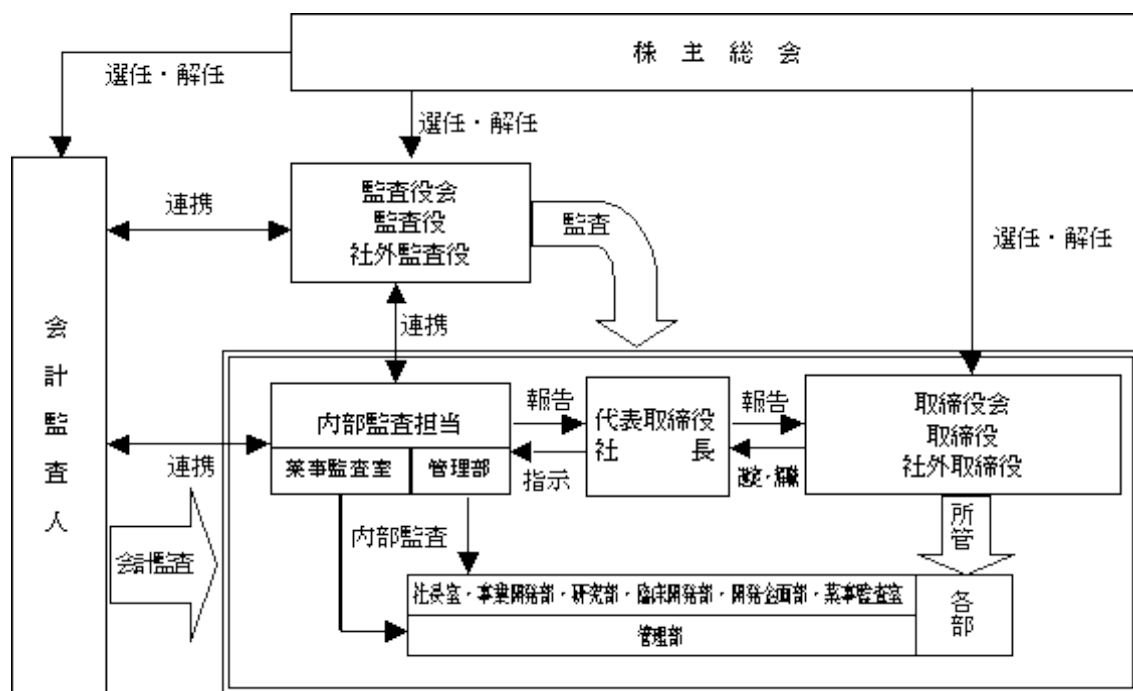
(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の効率化を図るとともに、同時に経営の健全性及び透明性を高めていくことが長期的に企業価値を向上させていくと考えており、経営の健全性及び透明性を高めるためにコーポレート・ガバナンスを強化していくことが経営上の重要な課題であると認識しております。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

会社の機関の状況

- ・当社は監査役制度採用会社であり、同制度のもと、社外取締役と社外監査役を活用することにより、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。
- ・取締役会は定時取締役会を毎月1回、また必要に応じて随時臨時取締役会を開催しており、経営の基本方針、経営上の重要事項の決定、業務施策の進捗状況の確認等、重要な意思決定機関として安定的かつ機動的な運用をしております。取締役会における経営監視機能を充実するため、当社の取締役会の構成は取締役総数7名のうち社外取締役が3名であり、かつ社外取締役は企業経営と医薬事業に精通した人材を登用しております。監査役は常に取締役会に出席し、取締役会の運用状況を監査しております。なお、当社の取締役は8名以内とする旨を定款に定めております。また、当社は取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。
- ・監査役会は定時監査役会を毎月1回、また必要に応じて随時臨時監査役会を開催しております。当社の監査役会の構成は監査役総数3名のうち社外監査役が2名とその過半を占めており、かつ社外監査役は企業経営とコンプライアンスに精通した人材を登用し、取締役会には常に出席し、取締役会の運用状況及び取締役の業務執行状況を監査しております。また常勤監査役は監査役会以外に重要な会議に出席し、決裁書類の閲覧等を随時行っているほか、全部署の業務の計画的な監査を実施しております。さらに、必要に応じて適宜監査役間の協議を行い、これを通じて監査役相互の意見交換を実施しております。



内部統制システムの整備の状況

- ・当社は、組織規程（職務分掌、職務権限）、稟議規程等の諸規程を整備し、内部統制や責任体制を明確化するとともに、内部監査により内部牽制の働く組織的な業務運営を行う体制を構築しております。
なお、諸規程については、必要に応じて改訂を行っております。
- ・また、内部監査は、管理部を主管部署として、業務の適正な運営、改善、能率の増進を図ると共に、財産の保全と不正過誤の予防に資することを目的として、内部統制システムの有効性の検証をしております。内部監査担当者は3名（相互牽制のため管理部以外からの1名を含む）であり、年間計画に基づき柏本社及び東京オフィスの全ての部署を対象に、業務全般にわたって監査を実施し、監査結果は書面により社長に報告を行い、あわせて常勤監査役にもその写しを提出しております。
- ・当社では、内部監査担当者と監査役、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、特に内部監査担当者及び常勤監査役は、緊密な連携を行い、監査の継続的な改善に努めております。

会計監査の状況

- ・当社は現在、あずさ監査法人と監査契約を締結し、同法人による会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査を受けております。当社は監査の結果として監査法人より是正勧告や改善提案等の指摘を受け、これら指摘事項に関する是正改善を必要に応じて実施しております。また監査法人は内部監査結果を踏まえ、監査役会と適宜情報交換を行っております。

当期において業務を執行した公認会計士の氏名及び業務に係る補助者の構成は次のとおりです。

継続監査年数に関しては、全員が7年以内のため記載を省略しております。

イ) 業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員・業務執行社員 市川 一郎

指定社員・業務執行社員 大野 秀則

ロ) 業務に係る補助者の構成

公認会計士 2名

その他 7名

(3) 会社と会社の社外取締役、社外監査役の利害関係の概要

- ・社外取締役3名は当社株式5,160株（うち潜在株式3,200株）を、社外監査役2名が当社株式700株（うち潜在株式600株）を保有しており、潜在株も含めた発行済株式総数に対する所有株式数の割合は平成20年3月31日現在で、4.15%です。
- ・社外取締役及び社外監査役と当社との間に、上述以外の利害関係はありません。

(4) 会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みの最近1年間における実施状況

- ・社外役員を含む取締役及び監査役が出席する取締役会を毎月1回以上開催し、経営監視機能の強化を図っております。
- ・監査役会を毎月1回以上開催し、監査機能の強化を図っております。
- ・諸規程を導入し、内部統制システムの整備・運用を実施しております。
- ・内部監査制度を導入し、内部統制システムの整備・運用状況の検証を実施しております。

(5) リスク管理体制の整備の状況

当社は、医薬品の研究開発を実施する企業として、様々なリスクにさらされております。当社では、これらのリスクを適切に管理するために、上述の内部統制システムのもとにリスク発生時の迅速な情報収集及び指揮命令体制を確立し、リスク対応力の強化を図っております。

また当社は必要に応じて弁護士等の外部専門家に重要な法的判断等の照会を実施し、これら外部専門家の見解を踏まえた検討を実施しております。

(6) 役員報酬の内容

平成20年3月期における当社の役員報酬の内容は以下のとおりです。

取締役の年間報酬総額	60,994千円（うち社外取締役の年間報酬額 5,580千円）
監査役の年間報酬総額	15,720千円（うち社外監査役の年間報酬額 3,720千円）

(7) 社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規程に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(8) 監査報酬の内容

平成20年3月期における当社のあずさ監査法人に対する監査報酬の内容は以下のとおりです。

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬	15,000千円
上記以外の報酬	2,000千円
合計	17,000千円

(9) 会計監査人との責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人であるあずさ監査法人は、会社法第427条第1項の契約を締結しており、当該契約の概要は次のとおりです。

監査受嘱者（あずさ監査法人）の本契約の履行に伴い生じた監査委嘱者（当社）の損害は、会社法第432条第1項の賠償責任について、悪意または重大な過失があった場合を除き、法令に定める最低責任限度額、または受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額のいずれか高い額をもって、監査委嘱者に対する損害賠償責任の限度とする。

(10) 取締役の定数と取締役の選任及び解任の決議要件

当社の取締役は8名以内とする旨定款に定めております。

当社は取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

また、解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(11) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件につきまして、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(12) 株主総会決議事項のうち取締役会で決議することができる事項

取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の定める限度額において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

中間配当の決定機関

当社の剰余金の配当については、会社法第454条第5項の規定に基づき中間配当を取締役会決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

自己株式の取得

当社の自己株式の取得については、会社法第165条第2項の規定に基づき取締役会決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

第5【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

なお、前事業年度に係る監査報告書は、平成20年1月31日提出の有価証券届出書に添付されたものによっております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表は作成しておりません。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
1.現金及び預金			1,317,699		1,302,327
2.売掛金			3,655		313
3.有価証券			400,626		452,300
4.原材料			42,872		59,570
5.仕掛品			-		61,597
6.未収消費税等			14,294		15,704
7.前払費用			120,778		63,150
8.未収入金			-		19
9.その他			6,572		16
流動資産合計			1,906,499	95.7	1,955,000
固定資産					
1.有形固定資産					
(1)建物附属設備		31,767		31,767	
減価償却累計額	1	28,289	3,477	28,778	2,988
(2)機械装置		235,299		247,923	
減価償却累計額	1	218,520	16,779	223,000	24,923
(3)工具器具備品		18,483		19,850	
減価償却累計額	1	14,759	3,724	15,472	4,377
有形固定資産合計			23,981	1.2	32,289
2.無形固定資産					
(1)特許権			89		-
(2)実施許諾権			48,312		43,216
(3)電話加入権			149		149
(4)ソフトウェア			1,640		1,649
無形固定資産合計			50,192	2.5	45,015

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
3. 投資その他の資産					
(1) 長期前払費用		1,775		2,426	
(2) 敷金		9,496		9,484	
投資その他の資産合計		11,271	0.6	11,911	0.6
固定資産合計		85,445	4.3	89,217	4.4
資産合計		1,991,944	100.0	2,044,217	100.0
(負債の部)					
流動負債					
1. 買掛金		6,721		3,861	
2. 未払金		81,004		84,948	
3. 未払費用		24,855		22,553	
4. 未払法人税等		8,071		8,430	
5. 預り金		110,924		16,643	
6. 前受金		1,635		-	
流動負債合計		233,213	11.7	136,438	6.7
負債合計		233,213	11.7	136,438	6.7

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)		
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	
(純資産の部)						
株主資本						
1. 資本金			2,308,553	115.9	2,630,093	128.7
2. 資本剰余金						
(1) 資本準備金		2,289,765			2,611,305	
資本剰余金合計			2,289,765	115.0	2,611,305	127.7
3. 利益剰余金						
(1) その他利益剰余金						
繰越利益剰余金		2,839,636			3,333,669	
利益剰余金合計			2,839,636	142.6	3,333,669	163.1
株主資本合計			1,758,681	88.3	1,907,729	93.3
新株予約権						
1. 新株引受権			50	0.0	50	0.0
純資産合計			1,758,731	88.3	1,907,779	93.3
負債純資産合計			1,991,944	100.0	2,044,217	100.0

【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)		当事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)			
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)		
売上高	1, 2,4		103,430	100.0		262,718	100.0
売上原価			91,750	88.7		68,321	26.0
売上総利益			11,680	11.3		194,396	74.0
販売費及び一般管理費			728,938	704.8		646,936	246.3
営業損失			717,258	693.5		452,539	172.3
営業外収益							
1.受取利息			1,033			6,477	
2.受取補償金			1,829			-	
3.消費税還付加算金等			65			60	
4.その他			310	3.1		278	2.6
営業外費用							
1.支払利息		5,584			-		
2.為替差損		440			2,391		
3.株式交付費		6,982			-		
4.上場関連費用		-			43,492		
5.その他		418	13.0		-	45,884	17.4
経常損失			727,444	703.4		491,607	187.1
特別利益							
1.新株予約権戻入益		100	100	0.1	-	-	-
特別損失							
1.固定資産除却損	3	201	201	0.2	4	4	0.0
税引前当期純損失			727,546	703.5		491,612	187.1
法人税、住民税及び事業税			1,900	1.8		2,420	0.9
当期純損失			729,446	705.3		494,032	188.0

売上原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)			当事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)		
		金額(千円)	百分比 (%)		金額(千円)	百分比 (%)	
材料費	1	7,029	7.7		15,423	11.9	
労務費		42,864	46.7		45,193	34.8	
経費		41,855	45.6		69,302	53.3	
当期総製造費用			91,750	100.0		129,919	100.0
期末仕掛品たな卸高			-			61,597	
当期売上原価			91,750			68,321	

前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	当事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
1 経費の主な内訳 共同研究費 23,809千円 消耗品費 5,337千円	1 経費の主な内訳 共同研究費 24,209千円 消耗品費 23,274千円
2 当社の原価計算は実際原価による個別原価計算であります。	2 同左

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
平成18年3月31日残高（千円）	1,583,805	1,564,372	1,564,372	2,110,190	2,110,190	1,037,986
事業年度中の変動額						
新株の発行	724,748	725,393	725,393			1,450,141
新株予約権の権利消滅						
当期純損失（ ）				729,446	729,446	729,446
事業年度中の変動額合計（千円）	724,748	725,393	725,393	729,446	729,446	720,694
平成19年3月31日残高（千円）	2,308,553	2,289,765	2,289,765	2,839,636	2,839,636	1,758,681

	新株予約権	純資産合計
平成18年3月31日残高（千円）	795	1,038,781
事業年度中の変動額		
新株の発行	645	1,449,496
新株予約権の権利消滅	100	100
当期純損失（ ）		729,446
事業年度中の変動額合計（千円）	745	719,949
平成19年3月31日残高（千円）	50	1,758,731

当事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
平成19年3月31日残高（千円）	2,308,553	2,289,765	2,289,765	2,839,636	2,839,636	1,758,681
事業年度中の変動額						
新株の発行	321,540	321,540	321,540			643,080
当期純損失（ ）				494,032	494,032	494,032
事業年度中の変動額合計（千円）	321,540	321,540	321,540	494,032	494,032	149,047
平成20年3月31日残高（千円）	2,630,093	2,611,305	2,611,305	3,333,669	3,333,669	1,907,729

	新株予約権	純資産合計
平成19年3月31日残高（千円）	50	1,758,731
事業年度中の変動額		
新株の発行		643,080
当期純損失（ ）		494,032
事業年度中の変動額合計（千円）	-	149,047
平成20年3月31日残高（千円）	50	1,907,779

【キャッシュ・フロー計算書】

		前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純損失()		727,546	491,612
減価償却費		7,774	14,833
固定資産除却損		201	4
受取利息		1,033	6,477
支払利息		5,584	-
売上債権の増減額(増加:)		14,197	3,341
たな卸資産の増減額(増加:)		6,169	78,295
未収消費税等の増減額(増加:)		972	1,410
前払費用の増減額(増加:)		110,858	57,627
買掛金の増減額(減少:)		1,946	2,859
未払金の増減額(減少:)		48,389	3,943
未払費用の増減額(減少:)		1,834	2,301
預り金の増減額(減少:)		107,927	94,280
その他		4,143	4,736
小計		662,142	592,749
利息の受取額		1,033	6,477
法人税等の支払額		1,900	1,900
営業活動によるキャッシュ・フロー		663,009	588,172

		前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	当事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出		11,376	14,205
無形固定資産の取得による支出		50,000	4,411
その他		440	12
投資活動によるキャッシュ・フロー		61,816	18,605
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の返済による支出		300,000	-
株式の発行による収入		1,442,513	643,080
財務活動によるキャッシュ・フロー		1,142,513	643,080
現金及び現金同等物の増減額 (減少:)		417,688	36,301
現金及び現金同等物の期首残高		1,300,636	1,718,325
現金及び現金同等物の期末残高		1,718,325	1,754,627

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。	その他有価証券 時価のないもの 同左
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法	原材料 個別法による原価法を採用しております。	原材料・仕掛品 同左
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物附属設備 10～22年 機械装置 7～13年 工具器具備品 3～15年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 自社利用ソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づいております。 実施許諾権については出願に基づく産業財産権の効力を失う期間(8年)に基づいております。 (3) 長期前払費用 定額法を採用しております。	(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物附属設備 10～22年 機械装置 4～13年 工具器具備品 3～15年 (2) 無形固定資産 同左 (3) 長期前払費用 同左
4. 繰延資産の処理方法	株式交付費 株式交付費は支出時に全額費用処理しております。	株式交付費 同左
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同左
6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左
7. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	同左

会計処理の変更

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>従来の資本の部の合計に相当する金額は1,758,681千円です。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>	
<p>(ストック・オプション等に関する会計基準) 当事業年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>	
	<p>(有形固定資産の償却方法に関する会計基準等) 平成19年度の法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産の減価償却の方法については、改正後の法人税法の定めと同一の基準による方法に変更しております。</p> <p>なお、この変更による損益に与える影響額は軽微であります。</p>

追加情報

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>平成19年度の法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。</p> <p>当該変更に伴う損益に与える影響額は軽微であります。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成19年3月31日)	当事業年度 (平成20年3月31日)
1. 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。	1. 同左

(損益計算書関係)

前事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	当事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)																				
<p>1. 販売費に属する費用のおおよその割合は2.1%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は97.9%であります。</p> <p>主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>給与手当・報酬</td> <td>122,687千円</td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td>441,641千円</td> </tr> <tr> <td>顧問料</td> <td>26,682千円</td> </tr> </table> <p>2. 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は441,641千円であります。</p> <p>3. 固定資産除却損の内容は、不稼動資産の廃棄に伴う器具備品除却損(121千円)等であります。</p> <p>4. 一般管理費に属する研究開発費は、独立行政法人医薬基盤研究所からの収入とそれに係る経費を相殺して計上しております。</p> <p>相殺前の経費および相殺額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>相殺前の金額</td> <td>459,591千円</td> </tr> <tr> <td>相殺額</td> <td>17,950千円</td> </tr> </table>	給与手当・報酬	122,687千円	研究開発費	441,641千円	顧問料	26,682千円	相殺前の金額	459,591千円	相殺額	17,950千円	<p>1. 販売費に属する費用のおおよその割合は2.3%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は97.7%であります。</p> <p>主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>給与手当・報酬</td> <td>126,028千円</td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td>329,863千円</td> </tr> <tr> <td>顧問料</td> <td>58,863千円</td> </tr> </table> <p>2. 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は329,863千円であります。</p> <p>3. 固定資産除却損の内容は、不稼動資産の廃棄に伴う器具備品除却損(4千円)であります。</p> <p>4. 一般管理費に属する研究開発費は、独立行政法人医薬基盤研究所からの収入とそれに係る経費を相殺して計上しております。</p> <p>相殺前の経費および相殺額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>相殺前の金額</td> <td>533,111千円</td> </tr> <tr> <td>相殺額</td> <td>203,247千円</td> </tr> </table>	給与手当・報酬	126,028千円	研究開発費	329,863千円	顧問料	58,863千円	相殺前の金額	533,111千円	相殺額	203,247千円
給与手当・報酬	122,687千円																				
研究開発費	441,641千円																				
顧問料	26,682千円																				
相殺前の金額	459,591千円																				
相殺額	17,950千円																				
給与手当・報酬	126,028千円																				
研究開発費	329,863千円																				
顧問料	58,863千円																				
相殺前の金額	533,111千円																				
相殺額	203,247千円																				

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	前事業年度末株式数(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	60,433	27,580	-	88,013
合計	60,433	27,580	-	88,013

(注) 普通株式の株式数の増加27,580株は、新株引受権の行使による増加2,580株、第三者割当増資の実施による増加25,000株であります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	
第1回新株引受権	普通株式	1,800	-	1,800	-	-
第2回新株引受権	普通株式	180	-	180	-	-
第3回新株引受権	普通株式	1,200	-	1,000	200	50
合計	-	3,180	-	2,980	200	50

(注) 新株予約権の目的となる普通株式の株式数の減少2,980株は、新株引受権の行使による減少2,580株、新株引受権の失効による減少400株であります。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	前事業年度末株式数（株）	増加（株）	減少（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	88,013	34,950	-	122,963
合計	88,013	34,950	-	122,963

（注）普通株式の株式数の増加34,950株は、公募増資の実施による増加30,000株、第三者割当増資の実施による増加4,950株であります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
		前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	
第3回新株引受権	普通株式	200	-	-	200	50
合計	-	200	-	-	200	50

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

前事業年度 （自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）	当事業年度 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。 （平成19年3月31日現在）	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。 （平成20年3月31日現在）
現金及び預金勘定 1,317,699千円	現金及び預金勘定 1,302,327千円
有価証券（MMF） 400,626千円	有価証券（MMF） 452,300千円
現金及び現金同等物 1,718,325千円	現金及び現金同等物 1,754,627千円

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額 及び期末残高相当額				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額 及び期末残高相当額			
	取得価額相 当額	減価償却累 計額相当額	期末残高相 当額		取得価額相 当額	減価償却累 計額相当額	期末残高相 当額
	千円	千円	千円		千円	千円	千円
工具器具備品	7,535	2,129	5,405	工具器具備品	7,827	3,016	4,811
合計	7,535	2,129	5,405	合計	7,827	3,016	4,811
(2) 未経過リース料期末残高相当額				(2) 未経過リース料期末残高相当額			
1年内			1,705千円	1年内			1,728千円
1年超			3,751千円	1年超			3,168千円
合計			5,456千円	合計			4,896千円
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額				(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額			
支払リース料			1,390千円	支払リース料			1,822千円
減価償却費相当額			1,332千円	減価償却費相当額			1,731千円
支払利息相当額			79千円	支払利息相当額			131千円
(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法				(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法			
減価償却費相当額の算定方法				減価償却費相当額の算定方法			
・ リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする 定額法によっております。				同左			
支払利息相当額の算定方法				支払利息相当額の算定方法			
・ リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差 額を利息相当額とし、各期への配分方法について は、利息法によっております。				同左			

(有価証券関係)

時価評価されていない主な有価証券の内容

	前事業年度 (平成19年3月31日)	当事業年度 (平成20年3月31日)
	貸借対照表計上額(千円)	貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券		
MMF	400,626	452,300

(デリバティブ取引関係)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、 該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(ストックオプション等関係)

前事業年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

1. スtockオプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプションの内容

	第3回新株引受権付社債に附された 新株引受権	第1回ストックオプション・プラン 新株引受権
付与対象者の区分及び人数	社債引受会社 1社	当社の取締役 3名 当社の監査役 1名 当社の従業員 14名 認定支援者 6名
株式の種類別のストックオプションの 数(＊)	普通株式 2,900株	普通株式 4,800株
付与日	平成14年2月4日	平成14年2月28日
権利確定条件	-	・対象者は本新株引受権の行使時に 当社又は当社の関係会社の取締役、 監査役、従業員又は認定支援者であ ることを要する。 ・権利行使期間にかかわらず、当社株 券が店頭売買有価証券として日本 証券業協会に登録された後または 日本国内の証券取引所に上場され た後6ヶ月を経過するまでは、本新 株予約権を行使することができな い。
対象勤務期間	対象の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成16年2月1日から平成21年1月 31日まで	平成16年2月1日から平成23年11月 30日まで

	第1回新株予約権(い)	第1回新株予約権(ろ)
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 4名	当社の取締役 1名 当社の従業員 3名
株式の種類別のストックオプションの 数(＊)	普通株式 190株	普通株式 320株
付与日	平成15年2月1日	平成15年8月11日
権利確定条件	・新株予約権者は、権利行使時におい ても、取締役、監査役、従業員または 協力者の地位にあることを要す。 ・権利行使期間にかかわらず、会社の 株式が日本証券業協会、東京証券取 引所またはその他の株式市場に上 場した日より6ヶ月経過した日ま では行使することができない。	同左
対象勤務期間	対象の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成16年10月26日から平成24年10月 25日まで	同左

	第1回新株予約権(は)	第2回新株予約権(い)
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 1名 当社の従業員 2名	社外協力者 1名
株式の種類別のストックオプションの 数(＊)	普通株式 390株	普通株式 300株
付与日	平成15年10月22日	平成16年2月28日

	第1回新株予約権(は)	第2回新株予約権(い)
権利確定条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役、従業員または協力者の地位にあることを要す。 ・権利行使期間にかかわらず、会社の株式が日本証券業協会、東京証券取引所またはその他の株式市場に上場した日より6ヶ月経過した日までは行使することができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、当社の株式公開日までに、協力関係たる地位にあることを要す。 ・権利行使期間にかかわらず、当社株券が店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録された後または日本国内外の証券取引所に上場される日までは、本新株予約権を行使することができない。
対象勤務期間	対象の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成16年10月26日から平成24年10月25日まで	平成18年1月15日から平成26年1月14日まで

	第2回新株予約権(ろ)	第2回新株予約権(は)
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 1名	当社の取締役 4名 当社の監査役 2名 当社の従業員 22名 社外協力者 7名
株式の種類別のストックオプションの数(*)	普通株式 2,000株	普通株式 7,380株
付与日	平成16年5月31日	平成16年9月1日
権利確定条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役、従業員または協力者の地位にあることを要す。 ・権利行使期間にかかわらず、当社株券が店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録された後または日本国内外の証券取引所に上場される日までは、本新株予約権を行使することができない。 	同左
対象勤務期間	対象の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成18年1月15日から平成26年1月14日まで	同左

	第2回新株予約権(に)	第2回新株予約権(ほ)
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 1名	当社の従業員 1名 社外協力者 2名
株式の種類別のストックオプションの数(*)	普通株式 250株	普通株式 1,320株
付与日	平成16年11月1日	平成17年1月14日
権利確定条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役、従業員または協力者の地位にあることを要す。 ・権利行使期間にかかわらず、当社株券が店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録された後または日本国内外の証券取引所に上場される日までは、本新株予約権を行使することができない。 	同左
対象勤務期間	対象の定めはありません。	同左

	第2回新株予約権(に)	第2回新株予約権(ほ)
権利行使期間	平成18年1月15日から平成26年1月14日まで	同左

	第3回新株予約権(い)	第3回新株予約権(ろ)
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 1名 当社の従業員 6名	当社の従業員 1名
株式の種類別のストックオプションの数(*)	普通株式 1,300株	普通株式 500株
付与日	平成17年9月1日	平成17年10月1日
権利確定条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役、従業員または協力者の地位にあることを要す。 ・権利行使期間にかかわらず、当社株券が店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録された後または日本国内外の証券取引所に上場される日までは、本新株予約権を行使することができない。 	同左
対象勤務期間	対象の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成19年6月28日から平成27年6月27日まで	同左

	第3回新株予約権(は)	第3回新株予約権(に)
付与対象者の区分及び人数	当社の監査役 1名 社外協力者 5名	社外協力者 1名
株式の種類別のストックオプションの数(*)	普通株式 650株	普通株式 50株
付与日	平成17年11月1日	平成18年3月1日
権利確定条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役、従業員または協力者の地位にあることを要す。 ・権利行使期間にかかわらず、当社株券が店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録された後または日本国内外の証券取引所に上場される日までは、本新株予約権を行使することができない。 	同左
対象勤務期間	対象の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成19年6月28日から平成27年6月27日まで	同左

	第4回新株予約権(い)	第4回新株予約権(ろ)
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 2名 社外協力者 1名	当社の従業員 1名 社外協力者 1名
株式の種類別のストックオプションの数(*)	普通株式 300株	普通株式 250株
付与日	平成18年3月1日	平成18年7月1日

	第4回新株予約権(い)	第4回新株予約権(ろ)
権利確定条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役、従業員または協力者の地位にあることを要す。 ・権利行使期間にかかわらず、当社株券が店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録された後または日本国内外の証券取引所に上場される日までは、本新株予約権を行使することができない。 	同左
対象勤務期間	対象の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成20年2月1日から平成28年1月31日まで	同左

	第4回新株予約権(は)
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 1名
株式の種類別のストックオプションの数(*)	普通株式 80株
付与日	平成19年1月22日
権利確定条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役、従業員または協力者の地位にあることを要す。 ・権利行使期間にかかわらず、当社株券が店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録された後または日本国内外の証券取引所に上場される日までは、本新株予約権を行使することができない。
対象勤務期間	対象の定めはありません。
権利行使期間	平成20年2月1日から平成28年1月31日まで

* 株式の種類別のストックオプションの数については株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプションの規模及び変動状況
 ストックオプションの数

	第3回新株引受権付社債に附された新株引受権	第1回ストックオプション・プラン新株引受権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	-	4,510
付与	-	-
失効	-	50
権利確定	-	-
未確定残	-	4,460
権利確定後 (株)		
前事業年度末	1,200	-
権利確定	-	-
権利行使	1,000	-

	第3回新株引受権付社債に附された 新株引受権	第1回ストックオプション・プラン 新株引受権
失効	-	-
未行使残	200	-

	第1回新株予約権(い)	第1回新株予約権(ろ)
権利確定前 (株)		
前事業年度末	190	270
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	190	270
権利確定後 (株)		
前事業年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

	第1回新株予約権(は)	第2回新株予約権(い)
権利確定前 (株)		
前事業年度末	100	300
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	100	300
権利確定後 (株)		
前事業年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

	第2回新株予約権(ろ)	第2回新株予約権(は)
権利確定前 (株)		
前事業年度末	1,340	7,380
付与	-	-
失効	-	130
権利確定	-	-

	第2回新株予約権(ろ)	第2回新株予約権(は)
未確定残	1,340	7,250
権利確定後 (株)		
前事業年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

	第2回新株予約権(に)	第2回新株予約権(ほ)
権利確定前 (株)		
前事業年度末	250	1,320
付与	-	-
失効	250	120
権利確定	-	-
未確定残	-	1,200
権利確定後 (株)		
前事業年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

	第3回新株予約権(い)	第3回新株予約権(ろ)
権利確定前 (株)		
前事業年度末	1,300	500
付与	-	-
失効	250	-
権利確定	-	-
未確定残	1,050	500
権利確定後 (株)		
前事業年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

	第3回新株予約権(は)	第3回新株予約権(に)
権利確定前 (株)		

	第3回新株予約権(は)	第3回新株予約権(に)
前事業年度末	650	50
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	650	50
権利確定後 (株)		
前事業年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

	第4回新株予約権(い)	第4回新株予約権(ろ)
権利確定前 (株)		
前事業年度末	300	-
付与	-	250
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	300	250
権利確定後 (株)		
前事業年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

	第4回新株予約権(は)
権利確定前 (株)	
前事業年度末	-
付与	80
失効	-
権利確定	-
未確定残	80
権利確定後 (株)	
前事業年度末	-
権利確定	-
権利行使	-

	第4回新株予約権(は)
失効	-
未行使残	-

単価情報

	第3回新株引受権付社債に附された 新株引受権	第1回ストックオプション・プラン 新株引受権
権利行使価格(円)	50,000	50,000
単位当たりの本源的価値(付与日)	-	-

	第1回新株予約権(い)	第1回新株予約権(ろ)
権利行使価格(円)	50,000	50,000
単位当たりの本源的価値(付与日)	-	-

	第1回新株予約権(は)	第2回新株予約権(い)
権利行使価格(円)	50,000	58,378.6
単位当たりの本源的価値(付与日)	-	-

	第2回新株予約権(ろ)	第2回新株予約権(は)
権利行使価格(円)	58,378.6	58,378.6
単位当たりの本源的価値(付与日)	-	-

	第2回新株予約権(に)	第2回新株予約権(ほ)
権利行使価格(円)	-	58,378.6
単位当たりの本源的価値(付与日)	-	-

	第3回新株予約権(い)	第3回新株予約権(ろ)
権利行使価格(円)	58,378.6	58,378.6
単位当たりの本源的価値(付与日)	-	-

	第3回新株予約権(は)	第3回新株予約権(に)
権利行使価格(円)	58,378.6	101,366.4
単位当たりの本源的価値(付与日)	-	-

	第4回新株予約権(い)	第4回新株予約権(ろ)
権利行使価格(円)	101,366.4	101,366.4
単位当たりの本源的価値(付与日)	-	-

	第4回新株予約権(は)
権利行使価格(円)	101,366.4
単位当たりの本源的価値(付与日)	-

2. ストックオプションの単位当たりの本源的価値の見積方法
収益還元方式と時価純資産方式の折衷法により算定した自社の株式評価額から行使価格を控除して算定しております。
3. ストックオプションの当事業年度末における本源的価値の合計額 0円
4. ストックオプションの権利確定数の見積方法
基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。
5. 財務諸表への影響額
当事業年度における財務諸表への影響はありません。

当事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

1. ストックオプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプションの内容

	第3回新株引受権付社債に附された 新株引受権	第1回ストックオプション・プラン 新株引受権
付与対象者の区分及び人数	社債引受会社 1社	当社の取締役 3名 当社の監査役 1名 当社の従業員 14名 認定支援者 6名
株式の種類別のストックオプションの 数(＊)	普通株式 2,900株	普通株式 4,800株
付与日	平成14年2月4日	平成14年2月28日
権利確定条件	-	・対象者は本新株引受権の行使時に 当社又は当社の関係会社の取締役、 監査役、従業員又は認定支援者であ ることを要する。 ・権利行使期間にかかわらず、当社株 券が店頭売買有価証券として日本 証券業協会に登録された後または 日本国内の証券取引所に上場され た後6ヶ月を経過するまでは、本新 株予約権を行使することができな い。
対象勤務期間	対象の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成16年2月1日から平成21年1月 31日まで	平成16年2月1日から平成23年11月 30日まで

	第1回新株予約権(い)	第1回新株予約権(ろ)
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 4名	当社の取締役 1名 当社の従業員 3名
株式の種類別のストックオプションの 数(＊)	普通株式 190株	普通株式 320株
付与日	平成15年2月1日	平成15年8月11日
権利確定条件	・新株予約権者は、権利行使時におい ても、取締役、監査役、従業員または 協力者の地位にあることを要す。 ・権利行使期間にかかわらず、会社の 株式が日本証券業協会、東京証券取 引所またはその他の株式市場に上 場した日より6ヶ月経過した日ま では行使することができない。	同左
対象勤務期間	対象の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成16年10月26日から平成24年10月 25日まで	同左

	第1回新株予約権(は)	第2回新株予約権(い)
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 1名 当社の従業員 2名	社外協力者 1名
株式の種類別のストックオプションの 数(＊)	普通株式 390株	普通株式 300株
付与日	平成15年10月22日	平成16年2月28日

	第1回新株予約権(は)	第2回新株予約権(い)
権利確定条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役、従業員または協力者の地位にあることを要す。 ・権利行使期間にかかわらず、会社の株式が日本証券業協会、東京証券取引所またはその他の株式市場に上場した日より6ヶ月経過した日までは行使することができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、当社の株式公開日までに、協力関係たる地位にあることを要す。 ・権利行使期間にかかわらず、当社株券が店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録された後または日本国内外の証券取引所に上場される日までは、本新株予約権を行使することができない。
対象勤務期間	対象の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成16年10月26日から平成24年10月25日まで	平成18年1月15日から平成26年1月14日まで

	第2回新株予約権(ろ)	第2回新株予約権(は)
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 1名	当社の取締役 4名 当社の監査役 2名 当社の従業員 22名 社外協力者 7名
株式の種類別のストックオプションの数(*)	普通株式 2,000株	普通株式 7,380株
付与日	平成16年5月31日	平成16年9月1日
権利確定条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役、従業員または協力者の地位にあることを要す。 ・権利行使期間にかかわらず、当社株券が店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録された後または日本国内外の証券取引所に上場される日までは、本新株予約権を行使することができない。 	同左
対象勤務期間	対象の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成18年1月15日から平成26年1月14日まで	同左

	第2回新株予約権(ほ)	第3回新株予約権(い)
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 1名 社外協力者 2名	当社の取締役 1名 当社の従業員 6名
株式の種類別のストックオプションの数(*)	普通株式 1,320株	普通株式 1,300株
付与日	平成17年1月14日	平成17年9月1日
権利確定条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役、従業員または協力者の地位にあることを要す。 ・権利行使期間にかかわらず、当社株券が店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録された後または日本国内外の証券取引所に上場される日までは、本新株予約権を行使することができない。 	同左
対象勤務期間	対象の定めはありません。	同左

	第2回新株予約権(ほ)	第3回新株予約権(い)
権利行使期間	平成18年1月15日から平成26年1月14日まで	平成19年6月28日から平成27年6月27日まで

	第3回新株予約権(ろ)	第3回新株予約権(は)
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 1名	当社の監査役 1名 社外協力者 5名
株式の種類別のストックオプションの数(*)	普通株式 500株	普通株式 650株
付与日	平成17年10月1日	平成17年11月1日
権利確定条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役、従業員または協力者の地位にあることを要す。 ・権利行使期間にかかわらず、当社株券が店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録された後または日本国内外の証券取引所に上場される日までは、本新株予約権を行使することができない。 	同左
対象勤務期間	対象の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成19年6月28日から平成27年6月27日まで	同左

	第3回新株予約権(に)	第4回新株予約権(い)
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 1名	当社の従業員 2名 社外協力者 1名
株式の種類別のストックオプションの数(*)	普通株式 50株	普通株式 300株
付与日	平成18年3月1日	同左
権利確定条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役、従業員または協力者の地位にあることを要す。 ・権利行使期間にかかわらず、当社株券が店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録された後または日本国内外の証券取引所に上場される日までは、本新株予約権を行使することができない。 	同左
対象勤務期間	対象の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成19年6月28日から平成27年6月27日まで	平成20年2月1日から平成28年1月31日まで

	第4回新株予約権(ろ)	第4回新株予約権(は)
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 1名 社外協力者 1名	当社の従業員 1名
株式の種類別のストックオプションの数(*)	普通株式 250株	普通株式 80株
付与日	平成18年7月1日	平成19年1月22日

	第4回新株予約権(ろ)	第4回新株予約権(は)
権利確定条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役、従業員または協力者の地位にあることを要す。 ・権利行使期間にかかわらず、当社株券が店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録された後または日本国内外の証券取引所に上場される日までは、本新株予約権を行使することができない。 	同左
対象勤務期間	対象の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成20年2月1日から平成28年1月31日まで	同左

	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の監査役 1名 当社の従業員 2名 社外協力者 1名
株式の種類別のストックオプションの数(*)	普通株式 250株
付与日	平成19年5月14日
権利確定条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役、従業員または協力者の地位にあることを要す。 ・権利行使期間にかかわらず、当社株券が日本国内外の証券取引所に上場される日までは、本新株予約権を行使することができない。
対象勤務期間	対象の定めはありません。
権利行使期間	平成21年3月10日から平成29年3月9日まで

* 株式の種類別のストックオプションの数については株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプションの規模及び変動状況
 ストックオプションの数

	第3回新株引受権付社債に附された新株引受権	第1回ストックオプション・プラン新株引受権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	-	4,460
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	4,460
権利確定後 (株)		
前事業年度末	200	-
権利確定	-	-

	第3回新株引受権付社債に附された 新株引受権	第1回ストックオプション・プラン 新株引受権
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	200	-

	第1回新株予約権(い)	第1回新株予約権(ろ)
権利確定前 (株)		
前事業年度末	190	270
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	190	270
権利確定後 (株)		
前事業年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

	第1回新株予約権(は)	第2回新株予約権(い)
権利確定前 (株)		
前事業年度末	100	300
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	300
未確定残	100	-
権利確定後 (株)		
前事業年度末	-	-
権利確定	-	300
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	300

	第2回新株予約権(ろ)	第2回新株予約権(は)
権利確定前 (株)		
前事業年度末	1,340	7,250
付与	-	-
失効	-	-

	第2回新株予約権(ろ)	第2回新株予約権(は)
権利確定	1,340	7,250
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前事業年度末	-	-
権利確定	1,340	7,250
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	1,340	7,250

	第2回新株予約権(ほ)	第3回新株予約権(い)
権利確定前 (株)		
前事業年度末	1,200	1,050
付与	-	-
失効	100	-
権利確定	1,100	1,050
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前事業年度末	-	-
権利確定	1,100	1,050
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	1,100	1,050

	第3回新株予約権(ろ)	第3回新株予約権(は)
権利確定前 (株)		
前事業年度末	500	650
付与	-	-
失効	-	100
権利確定	500	550
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前事業年度末	-	-
権利確定	500	550
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	500	550

	第3回新株予約権(に)	第4回新株予約権(い)
権利確定前 (株)		
前事業年度末	50	300
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	50	300
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前事業年度末	-	-
権利確定	50	300
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	50	300

	第4回新株予約権(ろ)	第4回新株予約権(は)
権利確定前 (株)		
前事業年度末	250	80
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	250	80
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前事業年度末	-	-
権利確定	250	80
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	250	80

	第5回新株予約権
権利確定前 (株)	
前事業年度末	-
付与	250
失効	-
権利確定	-
未確定残	250
権利確定後 (株)	
前事業年度末	-
権利確定	-

第5回新株予約権	
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

単価情報

	第3回新株引受権付社債に附された 新株引受権	第1回ストックオプション・プラン 新株引受権
権利行使価格(円)	41,018	50,000
単位当たりの本源的価値(付与日)	-	-

	第1回新株予約権(い)	第1回新株予約権(ろ)
権利行使価格(円)	50,000	50,000
単位当たりの本源的価値(付与日)	-	-

	第1回新株予約権(は)	第2回新株予約権(い)
権利行使価格(円)	50,000	47,015.4
単位当たりの本源的価値(付与日)	-	-

	第2回新株予約権(ろ)	第2回新株予約権(は)
権利行使価格(円)	47,015.4	47,015.4
単位当たりの本源的価値(付与日)	-	-

	第2回新株予約権(ほ)	第3回新株予約権(い)
権利行使価格(円)	47,015.4	47,015.4
単位当たりの本源的価値(付与日)	-	-

	第3回新株予約権(ろ)	第3回新株予約権(は)
権利行使価格(円)	47,015.4	47,015.4
単位当たりの本源的価値(付与日)	-	-

	第3回新株予約権(に)	第4回新株予約権(い)
権利行使価格(円)	77,700.8	77,700.8
単位当たりの本源的価値(付与日)	-	-

	第4回新株予約権(ろ)	第4回新株予約権(は)
権利行使価格(円)	77,700.8	77,700.8
単位当たりの本源的価値(付与日)	-	-

第5回新株予約権	
権利行使価格(円)	48,176

	第5回新株予約権
単位当たりの本源的価値（付与日）	-

2. ストックオプションの単位当たりの本源的価値の見積方法
 収益還元方式と時価純資産方式の折衷法により算定した自社の株式評価額から行使価格を控除して算定しております。
3. ストックオプションの当事業年度末における本源的価値の合計額 0円
4. ストックオプションの権利確定数の見積方法
 基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。
5. 財務諸表への影響額
 当事業年度における財務諸表への影響はありません。

（税効果会計関係）

前事業年度 （平成19年3月31日）	当事業年度 （平成20年3月31日）
1. 繰延税金資産及び負債の発生的主要原因別の内訳 繰延税金資産 繰越欠損金 1,044,321千円 減価償却超過額 43,071千円 一括償却資産 411千円 未払費用 3,494千円 その他 92千円 小計 1,091,391千円 評価性引当金 1,091,391千円 繰延税金資産合計 -千円	1. 繰延税金資産及び負債の発生的主要原因別の内訳 繰延税金資産 繰越欠損金 1,252,904千円 減価償却超過額 32,081千円 一括償却資産 219千円 未払費用 3,332千円 その他 89千円 小計 1,288,627千円 評価性引当金 1,288,627千円 繰延税金資産合計 -千円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については、税引前当期純損失が計上されているため、記載しておりません。	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 同左

（持分法損益等）

前事業年度 （自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）	当事業年度 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）
関連会社がないため、該当事項はありません。	同左

【関連当事者との取引】

前事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. 役員及び個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金 (千円)	事業の内容 又は職 業	議決権等 の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員	中富一郎	-	-	当社代表 取締役社 長	直接5.3%	-	-	債務保証	100,000	-	-

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

1. 当社は、金融機関からの借入金100,000千円について代表取締役社長 中富一郎の債務保証を受けております。保証の対象となっている借入金は、民間金融機関からの借入金によるものであります。なお、当該債務保証に関して、保証料の支払及び担保の提供等は行っておりません。
 また、本借入金は平成18年9月29日に返済しており、債務保証は解消しております。

当事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)		当事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	19,982.06円	1株当たり純資産額	15,514.65円
1株当たり当期純損失金額	11,663.22円	1株当たり当期純損失金額	5,464.79円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。	

(注) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	当事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
当期純損失(千円)	729,446	494,032
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失(千円)	729,446	494,032
期中平均株式数(株)	62,542.40	90,402.75
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権等16種類(対象となる株式数18,190株)。新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況、1. 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権等17種類(対象となる株式数18,240株)。新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況、1. 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>新株予約権の発行</p> <p>平成19年3月9日開催の臨時株主総会で決議した会社法第236条、同第238条、同第239条の規定に基づくストックオプションとしての新株予約権の発行について、平成19年5月14日開催の当社取締役会において発行内容を決議し、下記のとおり発行いたしました。</p> <p>新株予約権の発行日 平成19年5月14日</p> <p>新株予約権の発行数 250個</p> <p>新株予約権の発行価額 無償</p> <p>新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式250株(新株予約権1個当たり1株)</p> <p>新株予約権の行使に際しての払込価額 1株当たり60,000円</p> <p>新株予約権の行使期間 自平成21年3月10日至平成29年3月9日</p> <p>新株予約権の割当を受けた者及び数 監査役、従業員、社外協力者 合計4名</p> <p>新株予約権の行使の条件</p> <ul style="list-style-type: none">・新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役、従業員または協力者の地位にあることを要す。・権利行使期間にかかわらず、当社株券が日本国内外の証券取引所に上場される日までは、本新株予約権を行使することができない。	

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【その他】

種類及び銘柄		投資口数等(千口)	貸借対照表計上額 (千円)
有価証券	その他有 価証券	(証券投資信託受益証券)	
		MMF(1銘柄)	452,300
		計	452,300

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高(千円)
有形固定資産							
建物附属設備	31,767	-	-	31,767	28,778 (25,285)	488	2,988
機械装置	235,299	12,623	-	247,923	223,000 (126,363)	4,479	24,923
工具器具備品	18,483	1,581	214	19,850	15,472 (11,394)	927	4,377
有形固定資産計	285,550	14,205	214	299,540	267,250 (163,043)	5,896	32,289
無形固定資産							
特許権	2,857	-	-	2,857	2,857	89	-
実施許諾権	53,000	1,800	-	54,800	11,583	6,896	43,216
電話加入権	149	-	-	149	-	-	149
ソフトウェア	3,436	779	-	4,216	2,566	770	1,649
無形固定資産計	59,443	2,579	-	62,023	17,007	7,756	45,015
長期前払費用	5,450	1,832	-	7,282	4,855	1,180	2,426
繰延資産							
-	-	-	-	-	-	-	-
繰延資産計	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 「当期末減価償却累計額又は償却累計額」欄の()内は内書で減損損失累計額であります。

2. 当期増加額の主なもの

機械装置 医薬品製造機器等 12,623千円
 工具器具備品 医薬品製造器具等 1,581千円
 実施許諾権 自社研究用知的財産権 1,800千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	132
預金	
普通預金	202,194
定期預金	1,100,000
計	1,302,194
合計	1,302,327

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社東京大学TLO	313
合計	313

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	(A)+(D) 2 (B) 366
3,655	268,161	271,503	313	99.9	2.7

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

原材料

品名	金額(千円)
研究用試薬等	59,570
合計	59,570

仕掛品

品名	金額(千円)
受託製剤製造	61,597
合計	61,597

前払費用

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社三菱化学安全科学研究所	53,051
Center for Translational Drug Development LLC	3,189
独立行政法人中小企業基盤整備機構	1,559
株式会社山縣製作所	1,319

相手先	金額(千円)
野村インベスターリレーションズ株式会社	1,312
その他	2,718
合計	63,150

買掛金
 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
志木家田化学株式会社	1,692
東海ケミー株式会社	861
川原油化株式会社	510
国産化学株式会社	338
その他	457
合計	3,861

預り金

相手先又は内訳	金額(千円)
独立行政法人医薬基盤研究所	12,742
預り源泉税	2,522
預り住民税	1,379
合計	16,643

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	3月31日
株券の種類	1株券、10株券、100株券
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	-
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 本店 東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 中央三井信託銀行株式会社 全国各支店 日本証券代行株式会社 本店および全国各支店 無料 無料
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	- - - -
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事情が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.nanocarrier.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券届出書（有償一般募集増資及び売出し）及びその添付書類
平成20年1月31日関東財務局長に提出。
- (2) 有価証券届出書の訂正届出書
平成20年2月12日、平成20年2月15日及び平成20年2月25日関東財務局長に提出。
平成20年1月31日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年1月30日

ナノキャリア株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 市川 一郎
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大野 秀則
業務執行社員

当監査法人は、旧証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているナノキャリア株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ナノキャリア株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成19年3月9日開催の臨時株主総会において決議した新株予約権の発行について、平成19年5月14日開催の取締役会において発行内容を決議し、同日発行した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月26日

ナノキャリア株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 市川 一郎
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大野 秀則
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているナノキャリア株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ナノキャリア株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。